

第 8 8 回神河町議会定例会に提出された議案

○町長提出議案

- | | |
|----------|---|
| 諮問第 1 号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件 |
| 第 1 号議案 | かみかわ白林陶芸館設置条例を廃止する条例制定の件 |
| 第 2 号議案 | 神河町課設置条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 第 3 号議案 | 神河町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 第 4 号議案 | 神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 第 5 号議案 | 神河町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 第 6 号議案 | 神河町ケーブルテレビネットワーク設置条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 第 7 号議案 | 神河町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 第 8 号議案 | 神河町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 第 9 号議案 | 神河町税条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 第 10 号議案 | 神河町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 第 11 号議案 | 神河町建設残土砂等処分地設置条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 第 12 号議案 | 神河町し尿くみ取り手数料の徴収に関する条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 第 13 号議案 | 神河町観光交流センター設置条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 第 14 号議案 | 神河町神崎いこいの村条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 第 15 号議案 | 神河町新田ふるさと村条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 第 16 号議案 | 神河町神崎農村公園条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 第 17 号議案 | 神河町わくわく公園条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 第 18 号議案 | 神河町かみかわ桜の山桜華園条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 第 19 号議案 | 神河町農村環境改善センター設置条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 第 20 号議案 | 神河町水車公園条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 第 21 号議案 | 神河町神崎木工芸センター条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 第 22 号議案 | 神河町グリーンエコー笠形体育施設設置条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 第 23 号議案 | 神河町営住宅設置条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 第 24 号議案 | 神河町消防団条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 第 25 号議案 | 神河町立学校設置条例の一部を改正する条例制定の件 |

第 26 号議案	神河町水道給水条例の一部を改正する条例制定の件
第 27 号議案	神河町水道法施行条例の一部を改正する条例制定の件
第 28 号議案	神河町生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件
第 29 号議案	兵庫県市町村職員退職手当組合理約の一部変更について
第 30 号議案	兵庫県町議会議員公務災害補償組合理約の一部変更について
第 31 号議案	神河町公の施設（かみかわ桜の山桜華園）の指定管理者指定の件
第 32 号議案	センター長谷証明窓口業務の委託契約の件
第 33 号議案	平成 30 年度神河町一般会計補正予算（第 5 号）
第 34 号議案	平成 30 年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
第 35 号議案	平成 30 年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 4 号）
第 36 号議案	平成 30 年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
第 37 号議案	平成 30 年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第 2 号）
第 38 号議案	平成 30 年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第 2 号）
第 39 号議案	平成 30 年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第 3 号）
第 40 号議案	平成 31 年度神河町一般会計予算
第 41 号議案	平成 31 年度神河町介護療育支援事業特別会計予算
第 42 号議案	平成 31 年度神河町国民健康保険事業特別会計予算
第 43 号議案	平成 31 年度神河町後期高齢者医療事業特別会計予算
第 44 号議案	平成 31 年度神河町介護保険事業特別会計予算
第 45 号議案	平成 31 年度神河町土地開発事業特別会計予算
第 46 号議案	平成 31 年度神河町訪問看護事業特別会計予算
第 47 号議案	平成 31 年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算
第 48 号議案	平成 31 年度神河町寺前地区振興基金特別会計予算
第 49 号議案	平成 31 年度神河町長谷地区振興基金特別会計予算
第 50 号議案	平成 31 年度神河町水道事業会計予算
第 51 号議案	平成 31 年度神河町下水道事業会計予算
第 52 号議案	平成 31 年度公立神崎総合病院事業会計予算
承認第 1 号	第 2 次神河町長期総合計画の策定の件
承認第 2 号	神河町地域防災計画の策定の件

神河町告示第16号

第88回神河町議会定例会を次のとおり招集する。

平成31年2月21日

神河町長 山 名 宗 悟

1 期 日 平成31年3月1日

2 場 所 神河町役場 議場

○開会日に応招した議員

廣 納 良 幸

三 谷 克 巳

澤 田 俊 一

小 寺 俊 輔

吉 岡 嘉 宏

小 島 義 次

松 山 陽 子

藤 森 正 晴

藤 原 裕 和

栗 原 廣 哉

藤 原 日 順

安 部 重 助

○応招しなかった議員

な し

平成31年 第88回（定例）神 河 町 議 会 会 議 録（第1日）

平成31年3月1日（金曜日）

議事日程（第1号）

平成31年3月1日 午前9時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件
- 日程第5 第1号議案 かみかわ白林陶芸館設置条例を廃止する条例制定の件
- 日程第6 第2号議案 神河町課設置条例の一部を改正する条例制定の件
第3号議案 神河町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件
第4号議案 神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
第5号議案 神河町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第7 第6号議案 神河町ケーブルテレビネットワーク設置条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第8 第7号議案 神河町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第9 第8号議案 神河町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第10 第9号議案 神河町税条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第11 第10号議案 神河町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第12 第11号議案 神河町建設残土砂等処分地設置条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第13 第12号議案 神河町し尿くみ取り手数料の徴収に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第14 第13号議案 神河町観光交流センター設置条例の一部を改正する条例制定の件
第14号議案 神河町神崎いこいの村条例の一部を改正する条例制定の件
第15号議案 神河町新田ふるさと村条例の一部を改正する条例制定の件
第16号議案 神河町神崎農村公園条例の一部を改正する条例制定の件
第17号議案 神河町わくわく公園条例の一部を改正する条例制定の件
第18号議案 神河町かみかわ桜の山桜華園条例の一部を改正する条例制定の件
第19号議案 神河町農村環境改善センター設置条例の一部を改正する条例制定

の件

- 第20号議案 神河町水車公園条例の一部を改正する条例制定の件
- 第21号議案 神河町神崎木工芸センター条例の一部を改正する条例制定の件
- 第22号議案 神河町グリーンエコー笠形体育施設設置条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第15 第23号議案 神河町営住宅設置条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第16 第24号議案 神河町消防団条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第17 第25号議案 神河町立学校設置条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第18 第26号議案 神河町水道給水条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第19 第27号議案 神河町水道法施行条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第20 第28号議案 神河町生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第21 第29号議案 兵庫県市町村職員退職手当組合理約の一部変更について
- 第30号議案 兵庫県町議会議員公務災害補償組合理約の一部変更について
- 日程第22 第31号議案 神河町公の施設（かみかわ桜の山桜華園）の指定管理者指定の件
- 日程第23 第32号議案 センター長谷証明窓口業務の委託契約の件
- 日程第24 第33号議案 平成30年度神河町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第25 第34号議案 平成30年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第26 第35号議案 平成30年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第27 第36号議案 平成30年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第28 第37号議案 平成30年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第29 第38号議案 平成30年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第2号）
- 日程第30 第39号議案 平成30年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第3号）
- 日程第31 第40号議案 平成31年度神河町一般会計予算
- 第41号議案 平成31年度神河町介護療育支援事業特別会計予算
- 第42号議案 平成31年度神河町国民健康保険事業特別会計予算
- 第43号議案 平成31年度神河町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第44号議案 平成31年度神河町介護保険事業特別会計予算
- 第45号議案 平成31年度神河町土地開発事業特別会計予算
- 第46号議案 平成31年度神河町訪問看護事業特別会計予算
- 第47号議案 平成31年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算
- 第48号議案 平成31年度神河町寺前地区振興基金特別会計予算
- 第49号議案 平成31年度神河町長谷地区振興基金特別会計予算
- 第50号議案 平成31年度神河町水道事業会計予算

- 第51号議案 平成31年度神河町下水道事業会計予算
 第52号議案 平成31年度公立神崎総合病院事業会計予算
 日程第32 承認第1号 第2次神河町長期総合計画の策定の件
 日程第33 承認第2号 神河町地域防災計画の策定の件
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 日程第2 会期の決定
 日程第3 諸報告
 日程第4 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件
 日程第5 第1号議案 かみかわ白林陶芸館設置条例を廃止する条例制定の件
 日程第6 第2号議案 神河町課設置条例の一部を改正する条例制定の件
 第3号議案 神河町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件
 第4号議案 神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
 第5号議案 神河町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件
 日程第7 第6号議案 神河町ケーブルテレビネットワーク設置条例の一部を改正する条例制定の件
 日程第8 第7号議案 神河町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
 日程第9 第8号議案 神河町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件
 日程第10 第9号議案 神河町税条例の一部を改正する条例制定の件
 日程第11 第10号議案 神河町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
 日程第12 第11号議案 神河町建設残土砂等処分地設置条例の一部を改正する条例制定の件
 日程第13 第12号議案 神河町し尿くみ取り手数料の徴収に関する条例の一部を改正する条例制定の件
 日程第14 第13号議案 神河町観光交流センター設置条例の一部を改正する条例制定の件
 第14号議案 神河町神崎いこいの村条例の一部を改正する条例制定の件
 第15号議案 神河町新田ふるさと村条例の一部を改正する条例制定の件
 第16号議案 神河町神崎農村公園条例の一部を改正する条例制定の件
 第17号議案 神河町わくわく公園条例の一部を改正する条例制定の件
 第18号議案 神河町かみかわ桜の山桜華園条例の一部を改正する条例制定の件
 第19号議案 神河町農村環境改善センター設置条例の一部を改正する条例制定

の件

- 第20号議案 神河町水車公園条例の一部を改正する条例制定の件
- 第21号議案 神河町神崎木工芸センター条例の一部を改正する条例制定の件
- 第22号議案 神河町グリーンエコー笠形体育施設設置条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第15 第23号議案 神河町営住宅設置条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第16 第24号議案 神河町消防団条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第17 第25号議案 神河町立学校設置条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第18 第26号議案 神河町水道給水条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第19 第27号議案 神河町水道法施行条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第20 第28号議案 神河町生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第21 第29号議案 兵庫県市町村職員退職手当組合理約の一部変更について
- 第30号議案 兵庫県町議会議員公務災害補償組合理約の一部変更について
- 日程第22 第31号議案 神河町公の施設（かみかわ桜の山桜華園）の指定管理者指定の件
- 日程第23 第32号議案 センター長谷証明窓口業務の委託契約の件
- 日程第24 第33号議案 平成30年度神河町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第25 第34号議案 平成30年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第26 第35号議案 平成30年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第27 第36号議案 平成30年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第28 第37号議案 平成30年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第29 第38号議案 平成30年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第2号）
- 日程第30 第39号議案 平成30年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第3号）
- 日程第31 第40号議案 平成31年度神河町一般会計予算
- 第41号議案 平成31年度神河町介護療育支援事業特別会計予算
- 第42号議案 平成31年度神河町国民健康保険事業特別会計予算
- 第43号議案 平成31年度神河町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第44号議案 平成31年度神河町介護保険事業特別会計予算
- 第45号議案 平成31年度神河町土地開発事業特別会計予算
- 第46号議案 平成31年度神河町訪問看護事業特別会計予算
- 第47号議案 平成31年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算
- 第48号議案 平成31年度神河町寺前地区振興基金特別会計予算
- 第49号議案 平成31年度神河町長谷地区振興基金特別会計予算
- 第50号議案 平成31年度神河町水道事業会計予算

第51号議案 平成31年度神河町下水道事業会計予算

第52号議案 平成31年度公立神崎総合病院事業会計予算

出席議員（12名）

1番 廣 納 良 幸	7番 松 山 陽 子
2番 三 谷 克 巳	8番 藤 森 正 晴
3番 澤 田 俊 一	9番 藤 原 裕 和
4番 小 寺 俊 輔	10番 栗 原 廣 哉
5番 吉 岡 嘉 宏	11番 藤 原 日 順
6番 小 島 義 次	12番 安 部 重 助

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 坂 田 英 之 主事 山 名 雅 也

説明のため出席した者の職氏名

町長	山 名 宗 悟	地域振興課参事兼施設連携まちづくり交流事業特命参事	
副町長	前 田 義 人 小 林 英 和	
教育長	入 江 多喜夫	地域振興課参事兼農林業特命参事	
町参事	石 堂 浩 一 多 田 守	
総務課長	日 和 哲 朗	建設課長	真 弓 俊 英
総務課参事兼財政特命参事		地籍課長	児 島 則 行
.....	児 島 修 二	上下水道課長	中 島 康 之
情報センター所長	藤 原 秀 洋	健康福祉課長	桐 月 俊 彦
税務課長兼滞納整理特命参事		健康福祉課参事兼保健師事業特命参事	
.....	和 田 正 治	保 西 瞳
住民生活課長	高 木 浩	会計管理者兼会計課長	
住民生活課参事兼防災特命参事		山 本 哲 也
.....	田 中 晋 平	病院事務長	藤 原 秀 明
ひと・まち・みらい課長		病院総務課長兼施設課長	
.....	藤 原 登志幸	藤 原 広 行
地域振興課長		教育課長兼センター所長	
.....	山 下 和 久	藤 原 美 樹

議長挨拶

○議長（安部 重助君） 皆さん、おはようございます。

開会に先立ちまして一言御挨拶を申し上げます。

寒かった冬がようやく和らぎ、寒暖を繰り返しながらも春の訪れを感じるきょうこのごろであります。

本日、ここに第88回神河町議会定例会が招集されましたところ、議員各位には御健勝にて全員の御参集を賜り開会できますことは、町政のため、まことに御同慶にたえません。

平成も間もなく終わろうとしております。振り返ってみますと、経済においては、バブル最盛期での平成の幕あけでしたが、突然のバブル経済崩壊により低迷し、再生は道半ばであります。政治においては、自民党が初めての野党転落の後、民主党政権により「コンクリートから人へ」の政策転換などが行われました。

災害も多く発生し、雲仙普賢岳の噴火に始まり、予想もしなかった阪神・淡路大震災や東日本大震災、そのほか各地で相次いだ地震、台風など、自然災害の脅威に直面しましたが、松本サリン・地下鉄サリン事件、JR福知山線脱線事故等、人的な災害も多くなりました。

明るい出来事もたくさんあり、数多くのノーベル賞受賞や、数々の分野でのアスリートの頑張り、特に若い世代の活躍が目立っています。

しかしながら、少子高齢化の波は全国に広がり、人口減少が大きく進んでおります。

我が町においては、平成の大合併により、17年11月に新生神河町が誕生しました。歴史は浅いですが、学校教育施設の充実を初め、どこにも負けない、さまざまな町づくりを進めてきました。近年は、児童生徒の皆さんの頑張りも目覚ましく、庁舎の壁には多くの横断幕が掲げられているのを目にしますと、何とも言えずうれしい気持ちになり、将来が頼もしく感じられます。一方で、台風や局地的豪雨による災害も多く発生しましたが、町を挙げてその都度対応に御尽力いただいております、改めて感謝するところであります。

さて、今次定例会に付議されます案件は、後ほど議会運営委員長から報告がありますが、諮問、条例の廃止並びに一部改正、規約の一部変更、補正予算並びに平成31年度当初予算等、計55件が予定されております。特に今定例会は、新年度予算を審議する極めて重要な議会であります。

議員各位並びに執行部におかれましても、格別の御精励を賜りまして、慎重審議の上、適正妥当な結論が得られますようお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。

町長挨拶

○町長（山名 宗悟君） おはようございます。

議会の開会に当たりまして一言御挨拶申し上げます。

改めまして、議員の皆様には御健勝のこととお喜び申し上げます。

2月に入りまして、2日には公立神崎総合病院の北館第1期工事の完成に伴い、内覧会が開催されました。病室、手術室や薬剤科も順次北館に移動し、供用開始をしているところでもあります。また、4月からは神戸大学病院より、週1回になります。皮膚科及び泌尿器科の診療を開始することとなっております。引き続き地域医療の中核病院としてしっかりと役割を担ってまいります。

8日には、神河中学校、中学2年生102人を対象に、第4回子どもの夢を叶える事業を行いました。現状を示しながら、神河町が進める地方創生事業を説明をし、そしてその後で自分たちが住んでいる町が中学生の目線でどのように映っているか。また、どんな町にしたいかということ、今月12日の中学生からの提言を楽しみにしているところでございます。

次に、ことし2年目を迎えましたスキー場、峰山高原リゾートホワイトピークでは、先日、プリンサミットが開催され、多くの来場者でにぎわいを見せておりまして、12月16日の山開きから雪不足ではありましたが、年末からの降雪により、来場者数は順調に伸びております。2月24日現在ですが、4万3,000人、前年比85%を超えまして、ホテルの入り込み客も順調に伸びております。また、スキーバスツアーでは、着実にインバウンド、訪日外国人観光客も伸びてきております。阪神間からのアクセスのよさや、初心者・家族向けのコンセプト、また駐車場、ホテル、センターハウス、ゲレンデのコンパクトで利便性の高い環境など、このスキー場を持つ利点を最大限活用していきながら、さらに来場者の満足度アップを図ってまいります。

さて、本日は、第88回神河町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、繰り合わせての御出席を賜りまして議会が開催できますことを、厚くお礼申し上げます。

今定例会には、諮問1件、条例制定改正28件、規約の変更2件、指定管理者指定1件、委託契約1件、平成30年度各会計の補正予算7件、平成31年度各会計予算13件及び承認2件の計55件を提出させていただきました。とりわけ平成31年度の重点施策は、地域創生、公立神崎総合病院北館改築工事、第2次長期総合計画の推進に加えて、引き続き区要望事業の推進であります。その中でも特に地域創生事業は、5カ年計画の最終年度になりまして、引き続き交流から定住につなげていく交流人口から関係人口、そして定住人口への仕組みづくりと仕事づくり、そのためにも情報発信をさらに強力に進めてまいります。

特に、出生数については、30年度、60人を超えまして、ゼロ歳児転入者を含めると約70人と、回復してきております。目標値の80名達成に向けて、これまで以上に出産、子育て、教育、そして雇用の創出を中心として、強力に地方創生を推進してまいります。

議員各位には、よろしく御審議を賜り、御承認賜りますようお願いを申し上げまして、

開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

午前 9 時 0 8 分開会

○議長（安部 重助君） ただいまの出席議員数は 12 名であります。定足数に達しておりますので、第 88 回神河町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に入る前にお知らせをいたします。日和総務課長におかれましては、選挙管理委員会に出席のため、9 時から 10 時ごろまで欠席の届けが出ておりますので、御了承願います。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（安部 重助君） 日程第 1 は、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は会議規則第 127 条の規定により、議長から指名いたします。

10 番、栗原廣哉議員、1 番、廣納良幸議員、以上 2 名を指名いたします。

次の日程に入る前に、先般開かれまして議会運営委員会の決定事項について、委員長から報告を受けます。

廣納良幸議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（廣納 良幸君） おはようございます。

議会運営委員会の廣納でございます。去る 2 月 26 日に議会運営委員会を開催し、今期定例会の議事運営について協議し、決定した事項を御報告申し上げます。

まず、会期の日程ですが、本日から 3 月 22 日までの 22 日間と決しております。

町長から提出されます議案は、諮問 1 件、条例の廃止と一部改正 28 件、規約の一部変更 2 件、指定管理者の指定 1 件、委託契約 1 件、補正予算 7 件、平成 31 年度当初予算 13 件、計画・構想の承認 2 件、計 55 件が提出されております。

議事日程については、お手元に配付の日程表のとおりでございます。第 1 日目と第 2 日目は提案説明のみですが、諮問第 1 号については、本日、表決いたします。第 3 日目と第 4 日目は質疑を行い、第 1 号議案から第 27 号議案、第 29 号議案から第 32 号議案及び承認第 1 号、承認第 2 号は表決をいたします。

第 28 号議案は産業建設常任委員会に、第 33 号議案は総務文教常任委員会に、それぞれ審査を付託することとしております。

また、第 40 号議案から第 52 号議案までの平成 31 年度各会計当初予算については、質疑の後に議長を除く全議員により予算特別委員会を設置して、審査を付託することにしております。

第 5 日目の一般質問の前に、産業建設常任委員会に付託いたしました第 28 号議案と総務文教常任委員会に付託いたしました第 33 号議案について、審査報告の後に討論、

採決を行います。あわせて、第34号議案から第39号議案までの各特別会計、企業会計補正予算についても、討論、採決を行うこととしております。

一般質問につきましては、事前に通知のとおり、締め切りを3月5日の午前9時とし、本会議第5日目の14日と第6日目の15日に行うこととしております。

22日の最終日には、予算特別委員会に付託しました各議案について審査報告の後に、討論、採決をお願いすることとしております。

なお、閉会中に陳情2件と要請1件を受理しております。議会運営基準第140条、142条の規定により、その写しを配付しておりますので、御確認ください。

なお、議長が申し上げられましたとおり、平成最後の議会であります。神河町議会の凜とした姿勢を、皆さん、特にお示しいただきたいとお願いをしておきます。

以上で議会運営委員会からの報告を終わります。

○議長（安部 重助君） 議会運営委員長の報告は終わりました。

それでは、日程に戻ります。

日程第2 会期の決定

○議長（安部 重助君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から3月22日までの22日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から3月22日までの22日間と決定しました。

日程第3 諸報告

○議長（安部 重助君） 日程第3、諸報告でございます。

まず、監査委員より、例月出納検査及び行政監査の監査報告を提示していただいております。お手元にその写しを配付しておりますので、御一読を願います。

閉会中の主な事柄については、別紙一覧表として配付しております。なお、各委員会の閉会中の活動状況については、各委員長より報告をしていただきます。

まず、総務文教常任委員会、お願いします。

三谷克巳総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員会委員長（三谷 克巳君） 総務文教常任委員会の三谷でございます。それでは、閉会中におけます総務文教常任委員会の調査活動を報告いたします。

委員会を2月6日に開催し、所管課の事務調査を行いましたので、その内容について報告をいたします。

最初に、教育委員会の教育課関係ですが、第2期子ども・子育て支援事業計画の作成に当たって、子育てのニーズを把握するために、小学校児童、また就学前児童世帯を対

象にアンケート調査を実施しております。

次に、31年度の子ども会の球技大会ですが、参加予定チームが、ソフトボールチームは3チーム、バレーボールは11チームに減りますが、実施することになりました。

次に、学童保育クラブの夏休み等の長期休暇期間中の開設時間でございますが、現在は午前8時から午後6時までですが、要望により、来年度からは午前7時45分から午後6時15分まで延長をします。

次に、学校の適正規模・適正配置に関してですが、越知谷小学校・幼稚園の統合につきましては、教育委員会及び総合教育会議で協議をし、32年4月に神崎小学校・幼稚園との統合を決定しました。

長谷小学校・幼稚園の統合につきましては、保護者において検討されていますが、いろいろな意見がありまして、引き続き協議を続けられます。

次に、神崎郡人権問題対策協議会と部落解放同盟から町長に、部落差別解消推進法の制定に伴い、神崎郡3町で条例化に向けた取り組みの要望書が出されております。

この件につきましては、3町の足並みがそろっていないので、神河町が先行して取り組んでいく考え方もあるとのことでした。

次に、来年度の保育料の無償化の動きに対しての取り組み状況・考え方の質疑に対して、法案の審議中なので、具体的な内容が示されていないが、完全無償化になれば、利用される方がふえる可能性も出てくるので、神崎保育園、また寺前保育所とも協議をしているとのことでございます。

また、認定こども園についても、他町の実態等を研究し、方向性を模索しているとのことでした。

次に、ふるさと自然体験のスキー実習ですが、小学校は1年生と4年生で実施しているのを全学年で実施できないかという問いがございまして、これに対して、全校で行うことは意義深く、大切なことは十分認識しているが、英語の時間がふえ、総合的な学習時間がとられてしまう、また、スキーの事前準備、安全対策等に時間をとってしまうので、授業の確保を優先したいのが今の考え方であるとのことでした。

次に、地域交流センターですが、来年度の長期山村留学生の状況でございます。9名から願書提出があり、審査の結果、7名が合格しています。また、現留学生は4名の継続が決まっており、1名は迷っておられますが、決まれば定員の12名に達することになります。また、短期山村留学につきましては、工夫をしながら日帰り事業を継続していくとのことでございます。

また、越知谷小学校の統合の動きに伴い、今後の山村留学のあり方については、地元意見を尊重する方向で進めてきましたが、地元での意見集約は難しいので、今後は、育てる会と協議しながら、教育委員会主導で進める方向が示されたところでございます。

続きまして、公民館の関係ですが、神崎公民館の電気窯が故障したため、白林陶芸館のものを使用していましたが、1月にセンター長谷の電気窯を移設しましたので、陶芸

教室は従来どおり神崎公民館で実施をいたします。このことにより白林陶芸館は閉鎖をするとのことでございます。

この件につきまして、設置条例を廃止し、その後、一般公募も含めて検討するという方針が出ておりますが、今後の管理の考え方についての質疑がございました。これに対して、陶芸に興味がある方など、施設を活用していただける方に貸していきたい。この希望者がなければ、普通財産として活用処分の検討を進めていくとのこととございました。

続いて、給食センターですが、給食材料の価格は、軽減税率の適用を受けますので、消費税の8%はそのままですが、製造や輸送等のコスト、また人件費の上昇などにより高騰すると見込んでおります。

また、給食摂取基準の改正により、小学校5年生、6年生は750キロカロリーから780キロカロリーに引き上げられますので、使用食材の増量が必要となります。

このため、31年度から月額給食単価を300円程度引き上げますが、給食費は据え置きにします。ただし、教職員の給食費は、給食単価の上昇に応じて引き上げるとのこととございます。

また、町からの補助金、負担する額でございますが、これは250円から550円に増額をすることになるとのこととございます。

これらについては、学校給食運営協議会に諮るとのこととございました。

次に、情報センターでございますが、超高速ブロードバンド基盤整備の宅内へのケーブル引き込み工事ですが、12月末の進捗率は95.1%で、計画どおり進んでおります。

次に、インターネットの高速化の関係でございますが、現在、インターネットを利用されている方は、契約先を株式会社サルードに変更してもらいますので、その文書を2月に送付するとのこととございました。

次に、ケーブルテレビの11チャンネルの番組表が更新はされているのか。違う番組が表示されているという質疑がございまして、これに対する回答は、番組を登録するタイミングは、プログラムが仕上がった時点で、ぎりぎりとなる場合が多いということですが、1日前には必ずしているとのこととございました。

次に、税務課の関係でございます。1月末現在でのコンビニ収納は2,821件、5,239万6,014円となっております。一方、クレジット収納は57件で、67万5,500円となっております。

また、次に滞納処分の関係でございますが、12月末で6件、1月に2件の差し押さえを行っております。

また、支払い督促の申し立ては、上下水道課で4件、情報センター2件、給食センター2件、神崎総合病院で2件を行っておるとのこととございます。

次に、会計課ですが、2月6日現在の一時借入金の額は7億円となっております、このような状態は出納閉鎖の5月まで続くと予想しているとのこととございました。

次に、公金の取り扱いに関してですが、取り扱いマニュアルを作成し、支庁舎、社会教育・体育施設などの公金を取り扱う全ての部署に、これらを徹底していき、事故の未然防止に努めていくとのことでございます。

次に、総務課ですが、31年度からの測量・設計業務等の入札につきましては、最低制限価格を導入するとのことでございます。

次に、旧南田小学校の土地の賃借料の関係ですが、これは5年間免除していましたが、5年を経過するので協議をした結果、実質的な赤字運営が続いているので、借入金の償還が終了する36年度から徴収する方向を考えているとのことでございます。

次に、ふるさと納税の関係ですが、1月末の入金額は、1,072件、1,808万1,000円となっております。続いて、ふるさと納税の返礼品の関係ですが、郵便局のみまもりサービスを返礼品に加えることで郵便局と協定を結んでおります。サービスの内容につきましては、みまもり訪問、みまもり電話、かけつけサービスの3種類となっております。

次に、神崎高校とは、教育に係る交流・連携事業を行っておりますが、現在行っている内容を広く知っていただくために、協定書を取り交わしたいとのことございました。このことにつきましては、けさの新聞に掲載されていた内容のとおりでございます。

次に、宿日直業務でございます。4月1日より中播広域シルバー人材センターに委託をする予定でございます。宿直業務は、シルバー人材センター職員2人体制とします。日直業務は、シルバー人材センター職員2名体制で、6カ月間は役場管理職職員が1名つく方法、もしくはシルバー人材センター職員1名と再任用等の職員1名の体制のどちらにするかは、協議をしているとのことでございます。

また、録音機能つき電話機は12月末に整備をしております。最初から録音をするのではなく、録音が必要と判断した時点で操作すると、最初から録音のできる機能になっているとのことでございます。

以上、大まかな内容について報告させていただきました。これら以外の事項、また詳しい質疑応答の内容は、お手元の報告書にまとめておりますので、後ほどごらんください。

以上で委員会報告を終わります。

○議長（安部 重助君） 次に、民生福祉常任委員会、お願いいたします。

廣納良幸民生福祉常任副委員長。

○民生福祉常任委員会副委員長（廣納 良幸君） 民生福祉常任委員会の廣納でございます。閉会中の委員会活動について御報告いたします。

去る2月4日に民生福祉常任委員会を開催し、事業執行状況について説明を受け、調査を行いました。事業執行調査の御報告を申し上げます。

公立神崎総合病院所管（平成30年11月末）、病院事業会計収益的収支の状況説明を受けました。これは平成30年11月末と、平成29年11月末の比較で、事業収益、

30年度18億9,146万1,289円、29年度19億8,256万3,445円、比較9,110万2,156円のマイナスであります。

次に、事業費用18億2,454万3,835円、18億8,061万3,353円、比較5,606万9,518円のマイナスであります。

純利益6,691万7,454円、1億195万92円、比較3,503万2,638円のマイナス。

入院患者数2万4,420人、2万5,645人、比較1,225人のマイナス。外来患者数6万8,852人、7万4,376人、比較5,524人のマイナスとなっております。

病院事業会計補正で、医業外収益、負担金交付金、一般会計負担金を2億円増額。

公立病院のネットワーク化に係る状況について、公立宍粟総合病院との連携、姫路聖マリア病院との連携、健全経営に向けた取り組み状況等について説明を受けました。これらを踏まえて調査等、質疑に入りました。

まず、第1問目で、毎回のように入院と外来の状況で前年度比幾らマイナスですといった部分であるが、前事務長が当病院は整形外科がほかの赤字部門を支えているというようなことを言われたように思うが、大きく病院の質が変わっていったのか、患者離れが起きているのか、経営状態を大きく問われるときに、新しい病院として医療体制を整えて、さあやろうとしているときにこのような数字を見ると、心配な部分が多いのだが、例えば整形外科で各費用を詳細に分析され、どの部分が赤字の要因なのかを出していただき、何がマイナスの大きなものなのかを説明できるようにしていただきたいとの問いに、藤原病院事務長から、整形外科については、専門的な部分は姫路、神戸などの病院に行かれることも要因の一つと思われる。それと今、科ごとの収入は把握しているが、支出については把握できていない。今、コンサルを入れて原価管理をするように仕組みづくりをしています。材料が整形分か外科分か、人件費が整形分か外科分かとか、病院全体の電気代も整形分とかを割り振りし、原価管理をする仕組みづくりを今、構築しています。3月末に大ざっぱなところが、1年ぐらいかけると詳しいところまで出ると思います。原価を割っている部分等々は、今後突きとめていき、経営改善に向けて動くような仕組みを構築しているところでございますとの答弁でございました。

次の問いに対して、やはり医師確保が最大の問題であろうと思われる。今回、県より特定中核病院の指定を、中播磨地域北部の神崎郡においては公立神崎総合病院と、西播磨地域北部の宍粟市においては公立宍粟総合病院が、唯一の公立病院として一次・二次救急医療体制の整備に努めており、地域のニーズに合わせ医療体制の構築に尽力されていると、兵庫県保健医療計画に指定され、特に医師派遣等を優先的にしていただけているが、受け身ではなく、病院は言うまでもなく設置者の町長が先頭に立ち、幾度も県に出向いてお願いをしなければならないと思いますが、いかがでしょうかとの問いに対し、藤原病院事務長が、2月6日に県の健康福祉部医務課に、また2月7日には議長同行で金澤副知事に、その件も含めて挨拶の予定でありますとのことでしたが、そ

の2月6日、7日の報告を、2月20日の全員協議会の後で受けました。2月6日は兵庫健康福祉部医務課に宮原院長、藤原病院事務長、藤原病院総務課長の3名で、特定中核病院の指定に向けて御尽力いただいたお礼と、支援内容として、県養成医師の派遣及びその定着について、優先的な支援を行うとありますが、その内容について質問を行いました。

県からは、今までは派遣できる要件がなかったが、今後は派遣できるようになる。平成31年度中に調整をして、32年から派遣できるようにしていきたい。ただし、養成医が選んでくれる病院であることが必要である。また、研修体制なども重要との回答をいただいたとのことでございます。

また、2月7日は、安部議長の仲介で宮原院長、病院事務長の3名で、金澤副知事を宮原院長の就任挨拶で訪問させていただきました。そのときに、前日の医務課訪問の情報が入っており、その発言がございました。院長からは、病院の医師不足の状況、地域医療の状況について説明されました。金澤副知事より、今後何かあったら相談いただければとのお言葉をいただいたとのことでございます。

以上で病院を終わり、次に健康福祉課の所管事務について報告申し上げます。

1、地域包括ケアシステム構築及び進捗状況について、2、高齢者福祉等、関連事業の取り組み・検討状況について、3、障害者福祉事業及び施設整備の検討状況について、4、食育及び健康増進事業の取り組み状況について、5、その他の事業についてなどなどを説明を受け、健康福祉課におかれましては、多岐にわたり町民・住民の皆様方の福祉向上のためのサービスの御提供に日々邁進していただいております。その中で重立った質疑・応答を述べさせていただきます。

まず1問目に、いづみ福祉会のグループホーム建設の件で、8月15日に仮契約、9月27日に本会議で可決し、すぐに申請されたと思うが、報告書を見ると、1棟は公益財団法人・JK Aの31年度補助申請で、もう1棟は国庫補助であるが、国庫補助のほうが厳しいという返事を聞いているが、1棟は31年度で、もう一棟は32年、33年とおくれるが、1棟で機能するのか、また、建築予定地に遺跡があるが先に悉皆調査をされてはどうかの問いに対し、桐月健康福祉課長から、正直、JK Aのほうも31年度にオーケーになるかは3月に入らないとわかりません。1棟だけになれば、利用者様に丁寧に説明を行い、理解を得るしかないと思います。悉皆調査の件ですが、平家建てでするので基礎部分が50センチぐらいになると思います。先行調査を行うと費用が別途発生しますので、図面ができ上がった時点で同時進行で、県・教育委員会とともに調査を行いたいと考えていますとの答弁でございました。

次に、各種団体への補助金で、効果のチェック方法はどのようにされているのか。桐月健康福祉課長から、例年3月終わり、4月に決算報告、事業報告を提出していただいて、例えば手をつなぐ育成会、身体障害者福祉会、いづみ会などは、事務局を健康福祉課の職員が行っており、決算・実施報告、事業報告を見て、助成金が必要なものか確認

をさせていただいております。3年前ぐらいに補助金が残っていることがあり、補助金を若干減らせていただいたような経緯もございますとのことでございました。

続きまして、最後に住民生活課所管の事務調査でございます。

1、広域行政（ごみ処理・し尿処理）の今後について。2、防災（無線）・防犯対策の取り組みについて、3、町営住宅の管理運営について、4、特定空き家対策の進捗状況について、5、国民健康保険の取り組みについて、6、カーボン・マネジメント事業の進捗状況について、7、条例の一部改正及び補正予算等について説明を受けました。

質疑に入り、防災行政無線のふぐあいについて、前回の委員会で最終的にはダイポールアンテナの設置で対応するとの答弁があったが、現在のふぐあいは何件で、対応は何件、未対応は何件あるのかの問いに対し、田中住民生活課参事兼防災特命参事より、平成29年度で約300件、30年度で今現在で約180件ぐらいです。未訪問で未対応が約4件ぐらいと承知しておりますとの答弁でございました。

次に、次期ごみ処理施設の委員会をあと2回行って、平成31年度中に設置場所が決定と報告があったが、スケジュールどおりに進むのか。また市川町・福崎町から各1カ所の地元応募があったと報告を受けたが、その評価内容的なものを教えていただくことはできないかの問いに対し、高木住民生活課長より、選考委員会は、これまで4回開催されました。1回目は、顔合わせ、正副委員長の選任、これまでの経緯経過、委員の役目、今後のスケジュールなどの説明を受け、2回目は、審査項目、委員会の最終目的は評価をすることですので、評価項目の確認を行いました。3回目は、現地調査で応募の2カ所と各町1カ所の計3カ所、合計5カ所の現地調査を行いました。4回目は、現地調査等を経て、実質評価を今、コンサルに集計させていただいております。5回目、6回目で答申内容を決定していくのですが、現時点では基礎的評価・相対的評価で条件を細かい評価で個々に出していただき、今年度中に答申し、来年度決定をするのですが、ほかの施設、北但の事務組合の事例等を見ると、スムーズに進んでいないのが現状であると。来年1カ年をかけて管理者が一番と定められた、その地域と協議され、早く同意をいただき決定していくのが理想ですが、他の施設もスムーズにっていないのが現状ということでございます。

また、4回目で各委員に実質評価をいただいたが、参考資料などを回収させていただいたのが現状です。集約的なものも私たちにもわかりません。公表できることは、ホームページで出している現時点での公表事項で、評価については公表することは全く不可能でございます。2月19日に5回目があり、答申内容の確認・訂正等があり、6回目の最終答申に向けて調整をいたしました。次は、3月の最終週に開催予定でございます。

続きまして、粟賀南部分団、貝野部・加納部を合併させる話ですが、団員数の現状は、また各部に小型ポンプが配置されているが、合併しても現状と変わらないと思うが、また、しんこうタウン区は消防団に参加されていないと思うが、地域の活動の中で消防活動も貝野なり寺野なり近隣の足りないところに組み込まれたらどうかと思うが、に対し、

田中住民生活課参事兼防災特命参事、貝野部の条例定数は18名、活動数は8名。加納部の条例定数は18名、活動数は12名でございます。各部に小型動力ポンプが配備され、火災対応団員数は1台につき12名とカウントしております。小型動力ポンプの配備の交換年数は20年となっております。貝野部は平成26年度、加納部が平成15年度で、交換年数までの地元の貝野部・加納部、また粟賀南部分団より、使用の申し入れがありました。消防審議会の意見も賜りたいと思っております。しんこうタウン区の消防活動については、出身地の地元で活動していると聞いたことがあります。一度加入状況を調べてみたいと思っております。

なお、2月14日に消防審議会が開催され、条例の一部が改正されるのを知りております。この後、また上程されると思っておりますので、よく見ていただきたいと思っております。

これで民生福祉常任委員会の報告を終わります。

○議長（安部 重助君） 次に、産業建設常任委員会、お願いいたします。

藤森正晴産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員会委員長（藤森 正晴君） 8番、藤森です。それでは、産業建設常任委員会の閉会中の報告をいたします。

委員会は、去る2月8日に行われました。まず最初に、ひと・まち・みらい課であります。柏尾団地新築移転に伴い、旧団地は建物も含めて、社会福祉法人宝寿会へ売却予定である。老朽化した物件であり、契約の中に、いかなるであろうとも損害賠償請求、また契約解除はできないとしております。

次に、定住促進空き家活用事業で、長谷地区の3戸の空き家を町が借り上げ、改修を行い、移住住民者に貸し出し、過疎地域を活性化し、元気づくりを進める事業であるが、古民家再生事業においては自己負担での修繕・改修である。不公平があり理解しがたい点があり、多くの質疑が出ました。その中の主な質疑を報告します。

補助事業であるが、予算オーバーしたときは持ち主負担になるのかという質疑に、町が現状のまま借り上げ、改修し貸し出す事業であり所有者には負担は求めないとの答弁であります。

次に、所有者との契約期間は12年であるが、以降はどうなるのかの質疑であります。町の契約は12年で終わる。以降、町は保障できないが所有者との直接契約となりますとの答弁であります。

次に、所有者が12年後に改修した家に入る場合はどうなるのかの質疑であります。これに対して、想定はしていないが、問題があれば、そのときは顧問弁護士に相談し、法的な関係についても相談し、対応していきたいとのことであります。

次に、この制度にのらない空き家はどうなるのかの質疑であります。過疎地域の活性化という国の制度を活用した事業であり、趣旨が違ってくるので理解していただきたいとのことであります。

次に、この制度を、空き家バンクを利用する人が知った場合、どうなると思うかの質疑であります。この制度は、過疎が進んでいく地域に溶け込んで定住していくモデル的の事業である。空き家バンクとは意味合いが違うので、空き家バンク自体の利用はそれほど変わらないと思うとの答弁であります。

次に、建設課所管であります。水走り中河原線の用地交渉は地権者との調整がつき、31年度に用地購入をし工事を進めていく予定であります。

次に、災害での農地関係や水道工事においては、地元区長さんや関係者と協議し相談して進めていく。また、井堰・河川工事においては、県土木は出水期を外して行うとしている。漁協と調整しながら進めていく予定であります。

次に、入札において不調や辞退が多く出ている。また、再入札においても不調であるが、何か原因があるのではないかとの意見が出ました。それに対し、設計価格においても設計書に従い適正であり、必要経費も計上して県に基づいて積算している。予定価格を上回ったときは、一番近い業者と話し合いになるが、不調という事例も出ている。工事の発注時期の重なりも影響しているのではないかとも思っている。また、災害復旧は地元と直接関係ある部分が多いので、できるだけ辞退のないように建設業協会にお願いをしておりますとの答弁であります。

次に、上下水道所管であります。下水道統廃合については、ゲリラ豪雨や災害等で処理物の流入を見込んで安全性が確保できるか、また住民に理解していただくことが大事であり、後々問題がないように進めなければならないので計画よりおくれるとのことであります。

次に、水道料金であります。水道料金・下水道料金の改正が10月1日から施行の消費税改正に伴い引き上げられる。3月定例会に案件が提案されることに当たり、多くの意見や質疑が出ました。消費税が上がり住民負担が大きくなるので、この施行は32年4月1日からの予定であります。

次に、地籍課所管であります。調査の実施状況の説明を受けました。順調に進んでおります。

次に、地域振興課農林業係であります。森林環境譲与税が31年度から創設される。用途、使い道やね、人工林の間伐・里山林整備・木材利用・人材育成・担い手確保等に限定されており、町単で間伐されている部分については、そのまま充当できない内容になっているので、内容対象を拡充するなど条件的なところで進められないか、検討していくとのことであります。

次に、商工観光係であります。スキー場は当初暖冬で、全面オープンが1月下旬とおくれた。自然雪が降れば問題ないのだが、降雪機ではセンターコース中心となり、また斜面は馬の背で雪のつきにくいコースもあり、考えていかなければならないとのことであります。

次に、砥峰高原の山焼きが、一般に公表しないで復活することになりました。一部道

路を全て通行どめにしていることだが、知らずに来られる方もあるので、通行どめの看板を寺前付近から立てるように申し入れております。

次に、工事契約の仕方には、入札や随意契約がある。随意契約時の公平性・透明性に問題があるのではという質疑が出ました。それに対して、見積もり比較ができる他社の見積もりをとることを基本にし、法に基づいて手続を踏んで徹底していくとのことであり、ります。

以上が委員会での主な報告であります。

次に、県道加美穴栗線の要望であります。県道加美穴栗線改良促進議会連絡協議会が去る30年12月27日に開催されました。穴栗市議会とともに要望に行きました。神河町から姫路土木事務所に、4点の要望を行いました。

まず1に、福本から比延までの自転車・歩行者の安全対策。これは一部歩道がない部分、またアップダウンのある歩道がある、この安全策を以前から求めております。この回答について、柏尾から福本まで約1.2キロメートルにおいて、前向きに進めていくとの答弁であります。

2つ目に、南小田地内の早期歩道設置であります。この回答については、統合によりバス通になっており、厳しい状況であるとの答弁であります。

3つ目の要望であります。上小田地内の早期拡幅改良であります。これについては、歩道をつけないで、車道を広くとる方向で進めていくとのことであり、ります。

次に、4つ目の要望であります。峰山トンネル計画の検討であります。これについては、龍野土木事務所でも要望をいたしております。この回答は、交通量も少なく、時間短縮の効果も期待できない。また、一宮町福田から坂ノ辻峠の間の道路拡幅後でなければ、県の社会基盤整備プログラムには入れられないとの答弁であります。

要望外の質問で、上小田区の県道の側溝・横断溝が、台風や豪雨時にあふれ田畑や宅地に流れ込み被害が起きている。排水対策はできないのかに対して、谷川等治山の関係もあり、状況を調査し検討していくとのことであり、ります。

次に、現地調査の報告であります。1月22日午後から、町営住宅柏尾団地建てかえ工事の視察を行いました。5棟の住宅内は、ほぼ完成状態であり、周辺や駐車場の工事が進められておりました。また、隣接する水路の水はけが悪く、両水路が直角合流である影響があるため、改修するとのことであり、りました。

次に、町道吉富・粟賀町線（銀の馬車道）の道路美装化工事の視察に行きました。工事は秋山ガス店から銀の馬車道交流館までが進められており、コーティング材の塗布工事が行われていた。完成が楽しみである。

以上が産業建設常任委員会の報告であります。

○議長（安部 重助君） 次に、公立神崎総合病北館改築事業調査特別委員会、お願いいたします。

藤原裕和公立神崎総合病院北館改築事業調査特別委員長。

○公立神崎総合病院北館改築事業調査特別委員会委員長（藤原 裕和君） おはようございます。9番、藤原裕和でございます。それでは、公立神崎総合病院北館改築事業調査特別委員会の報告をいたします。

特別委員会を去る1月22日に、前回と同様、病院のほうに出向いて開催をしております。北館の第一期工事がほぼ完成した、完成間近という状況での現場視察を中心に委員会を行っております。

1月31日、1月末、これが第1期工事の引き渡し日となっているようであります。当日の現場はまだ完全には仕上がってはいなかったです。工期が迫っている中での慌ただしい状況でありました。病院の事務長からは、この間、特に大きな問題もなく、順調に第一期工事が進められたとの報告がありました。今回の特別委員会でも、内藤建築設計事務所さん、それから施工業者の松村組の皆さんにも出席していただき、現場の詳しい説明などを受けたところであります。

委員会でのこの間の質疑でございます。この第一期工事の完了検査という部分についての質問が出ました。この1月末までの数日間に検査の予定としましては、建築の仮使用検査、それから消防の検査、それから通常町が行っておる行政の検査、それから設計事務所さんによる検査、それから神崎総合病院の職員等によります病院内の検査、これを1月31日までに行われる予定と聞いております。その後、施工業者さんから、この工事が引き渡されるものであり、その引き渡された後、病院が医療法の検査を受けるとのことの報告を受けております。

それから、質疑の中では、今回はこの神崎総合病院北館改築の事業、この病院の大きな改築工事の事業でもありまして、第1期工事の完成の内覧会、先ほど冒頭の町長の御挨拶の中にもあったんですけれども、内覧会が一部の関係者のみで行われる予定と聞いておりました。神河町民など一般町民に対するこれらの見学会ということの質問が出まして、これは来年度の春に3月いっぱいの工期で完成するんですけれども、その全体の工事が完成した時点、この時点で竣工式を兼ねて行いたいという予定とのことの事務長のほうから回答がございました。

また、この2月に入ってから病院の北館に対する病室の部分や手術室、これらの移動や稼働予定、こういう部分の日にちも聞いてはおります。それから、薬剤科が南館にあるんですけれども、この部分の移設予定、これも北館のほうに移る予定の報告も委員会ではなされました。慌ただしい中、供用開始がされておるようでございます。この3月、きょうから3月に入るんですけれども、3月からは次の第二期工事、まだ大きな工事が残っておるんですけれども、この工事が引き続き行われます。病院の全体の中での南館、中館などの改修工事等も予定をされておりまして、病院が動いておる、患者さんがおられる中での工事となるようであります。今後とも、これら安全等には十分注意して工事を進められるとの報告を受けました。

以上で、簡単な報告です。よろしく願いいたします。

○議長（安部 重助君） それでは、ここで私のほうから、12月定例会以降、閉会中の重立った事項について報告いたします。

12月27日、県道加美穴栗線改良促進議会連絡協議会要望会が姫路土木事務所福崎事業所と龍野土木事務所穴栗事業所で開催され、藤森正晴産業建設常任委員長ほか委員と私が出席しました。上野・春名両県議会議員にも御臨席いただき、坂ノ辻トンネル計画を含む県道整備の実現に向けた要望を行いました。先ほどの産業建設常任委員長の報告のとおりであります。

1月6日、姫路市消防出初め式がシロトピア記念公園で挙行され、私が出席しております。

1月8日、神河町商工会主催の新年交歓会が開催され、私と各議員が出席しております。

1月10日から11日、市町村議会議員研修が滋賀県で開催され、澤田俊一議員に出席していただいております。

1月11日、県町監査委員協議会役員会が神戸で開催され、清瀬茂生代表監査委員が出席されております。

同じく11日に、神河町老人クラブ連合会理事・女性部合同役員会が開催され、私が出席しております。

1月13日、神河町成人式が開催され、私と各議員が出席しております。神河中学校3期生の117名が成人を迎え、社会人としての自覚を新たにされました。議会を代表して、神河町のあすを担う新成人の門出を祝い、励ましました。

1月16日、議会改革先進地調査として全議員による徳島県那賀町議会視察研修を実施しております。

1月18日、地域医療についての勉強会が公立神崎総合病院で開催され、藤原日順副議長と各議員に出席していただいております。「公立病院と民間病院の違い」について、姫路聖マリア病院事務部専任顧問、嶋田康之氏から講義を受けております。

1月28日、第4回次期ごみ処理施設建設用地選定委員会が開催され、廣納良幸民生福祉常任副委員長に出席していただいております。

2月2日、公立神崎総合病院北館改築事業第一期工事完成内覧会が開催され、私と各議員が出席しております。

2月5日、朝来市議会から移住・定住施策について行政視察に来町されております。議会からは三谷克巳総務文教常任委員長と私が、行政からはひと・まち・みらい課長と担当職員に対応していただきました。

2月7日、中播農業共済事務組合議会定例会（第1日目）が開催され、藤森正晴産業建設常任委員長と私が出席しております。平成31年度農業共済事業会計予算等について提案説明を受けました。

同じく7日に、中播衛生施設事務組合議会定例会（第1日目）が開催され、松山陽子

民生福祉常任委員長と私が出席しております。付議事件については、平成30年度事務組合一般会計補正予算を可決し、平成31年度事務組合一般会計予算について提案説明を受けました。

2月8日、公立神崎総合病院運営委員会が開催され、松山陽子民生福祉常任委員長と私が出席しております。

2月11日、人権啓発講演会が開催され、私と各議員が出席しております。大阪国際大学准教授、谷口真由美氏から「女も男も幸せになる法則」と題して、家庭や仕事における男女の役割や関係性について講演をお聞きし、研修を深めました。

2月13日、県町議会議長会正副会長会議が神戸で開催され、私が出席しております。2月19日開催の県町議会議長会評議員会議の議事について協議しております。

同じく13日に、第2回地方行政課題研究会が神戸で開催され、藤原日順副議長、三谷克巳議員、澤田俊一議員、小島義次議員、栗原廣哉議員と私の6名が出席しております。「これからの行政サービスのあり方～スマート自治体を目指して～」と題して、株式会社三菱総合研究所主任研究員、村上文洋氏から講演を受けております。

2月14日、県町監査委員協議会定期総会が神戸で開催され、清瀬茂生代表監査委員と小寺俊輔監査委員が出席されております。

同じく14日に、町消防審議会が開催され、松山陽子民生福祉常任委員長と私が出席しております。

2月18日、町職員・議員対象の人権研修が21日と2日に分けて開催され、各議員に参加していただいております。

2月19日、県町議会議員公務災害補償組合議会定例会が神戸で開催され、私が出席しております。平成30年度一般会計補正予算、平成31年度事業計画及び一般会計予算について審議し、可決しております。

引き続き、県町議会議長会評議員会議が開催され、平成30年度補正予算、平成31年度事業計画及び予算について審議し、承認しております。

同じく19日に、第5回次期ごみ処理施設建設用地選定委員会が開催され、廣納良幸民生福祉常任委員副委員長に出席していただいております。

2月20日、公立神崎総合病院院内研究発表会が開催され、私と各議員が出席しております。

2月21日、町国民健康保険運営協議会が開催され、松山陽子民生福祉常任委員長に出席していただいております。

2月23日、町文化財保存活用地域計画作成協議会が開催され、澤田俊一総務文教常任副委員長に出席していただいております。

2月24日、生活支援協議体推進フォーラムが中央公民館で開催され、私と各議員が出席しております。

2月27日、中播北部行政事務組合議会定例会（第1日目）が開催され、藤原日順副

議長、松山陽子民生福祉常任委員長と私が出席しております。付議事件については、平成30年度事務組合一般会計補正予算を可決し、平成31年度事務組合一般会計予算について提案説明を受けました。

同じく27日に、第7回播但沿線纏めのフォーラムが市川町保健福祉センターで開催され、私が出席しております。

なお、次回は神河町で開催される予定となっております。

2月28日、兵庫県立神崎高等学校の第42回卒業証書授与式が開催され、私が出席しております。同じく、28日に兵庫県立生野高等学校の第71回卒業証書授与式が開催され、藤原日順副議長に出席していただいております。

同じく、28日に健康福祉食育推進計画会議が開催され、小島義次民生福祉常任委員に出席していただいております。

なお、各事務組合議会の議案等につきましては、議員控室において閲覧できるようにしておりますので、ごらんください。

閉会中に陳情2件と要請1件を受理しておりますが、対応については議会運営委員長から報告があったとおりであります。

会議規則第129条に規定する議員の派遣の件は、お手元に配付のとおり議員派遣をしておりますので、御了承を願います。

また、定例会ごとに発行しております議会だよりにつきましては、1月8日に第58号を発行し、1月25日に各区長様に配布しております。

以上で閉会中の重立った事項について報告を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開を10時40分といたします。

午前10時29分休憩

午前10時40分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

これより議案の審議に入ります。

日程第4 諮問第1号

○議長（安部 重助君） 日程第4、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求める件を議題といたします。

諮問第1号に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 諮問第1号の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本諮問は、人権擁護委員の推薦につき意見を求める件でございます。平成28年7月1日から人権擁護委員をお務めいただいております竹国民代様が、平成31年6月30日をもって任期満了となります。

竹國民代様は、人権に対する識見が高く、地域の方の信頼も大変厚く、人権擁護の高い資質をお持ちの方でございますので、このたび、引き続き法務大臣に対し推薦させていただくに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の御意見を賜りたく諮問するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、住民生活課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

高木住民生活課長。

○住民生活課長（高木 浩君） 住民生活課、高木でございます。それでは、人権擁護委員の推薦につきまして御説明いたします。

まず、人権擁護委員は、人権擁護委員法に市町村の単位に置くものと義務づけられております。この法律の1条には、目的として、基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るためとされ、第2条では、委員の使命として、基本的人権の侵犯に対し監視、救済、速やかに適切な処置をもって自由人権思想の普及高揚に努めるとされ、第6条、委員の推薦及び委嘱では、法務大臣が委嘱し、町長が議会の意見を聞いて候補者を推薦するとされ、第9条、委員の任期は3年とされています。

推薦をします竹國民代様は、現在61歳で、人権擁護委員として平成28年7月1日から現在まで1期、3年務められております。神崎保育園に昭和58年から平成25年までの30年間の長きにわたり奉職され、児童福祉分野において精通された方でございます。性格も温厚で、地域住民からの信頼も厚く、かつ人権感覚についても高い資質をお持ちです。よって、人権擁護委員に適任であると認め、推薦をいたします。

なお、経歴等を添付いたしておりますので、よろしく御審議をお願いいたします。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

諮問第1号に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論を終結します。

ここでお諮りいたします。諮問第1号、被推薦者、竹國民代氏は、人格、識見ともに高く、広く社会の実情に通じておられ、議会としても適任者であるとの意見を提出いた

したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（安部 重助君） 御異議ないものと認め、竹國民代氏が適任者であるとの意見を提出することに決定しました。

日程第5 第1号議案

- 議長（安部 重助君） 日程第5、第1号議案、かみかわ白林陶芸館設置条例を廃止する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

- 町長（山名 宗悟君） 第1号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、かみかわ白林陶芸館設置条例を廃止する条例制定の件でございます。廃止の理由は、かみかわ白林陶芸館が平成31年3月31日をもって閉館することに伴い、本条例を廃止するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、教育課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

- 議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

藤原教育課長。

- 教育課長兼センター所長（藤原 美樹君） 教育課、藤原でございます。それでは、議案第1号の詳細説明を申し上げます。

かみかわ白林陶芸館設置条例につきましては、第1条に町指定文化財である白林窯を保存・継承するとともに、住民の生涯学習の推進を図ることを目的に設置をされております。平成29年11月に白林窯の継承者であり、白林陶芸館を管理していただいていた赤松八郎氏が亡くなりました。当面の施設の管理については、赤松八郎氏の後継者であり陶芸活動をされておられる方が引き受けていただくことになりましたが、あわせて白林窯の継承及び今後の施設の管理について後継の方に打診をいたしましたところ、承諾を得ることができませんでした。それによりまして、白林窯の継承が困難となったため、平成30年3月1日に白林窯を町指定文化財から解除をいたしました。

シニアカレッジの陶芸教室等が計画されていたため、半年間は白林陶芸館を利用していくことになり、その間に神崎公民館で陶芸教室が開催できるよう準備を進めていました。その後、建物内の片づけを行い、平成31年3月31日をもってかみかわ白林陶芸館を閉館することにいたしました。

なお、今後につきましては、公共施設等総合管理計画において、赤松八郎氏の健在のうちは無償で委託をしていく。その後は廃止し、民間活用を検討すると方向性が示されておりますので、計画にのっとりまして白林窯の利活用も可能であるということから、

まずは教育委員会において今後の活用について検討してまいりたいと考えております。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については第3日目以降に行いますので、御了承を願います。

日程第6 第2号議案から第5号議案

○議長（安部 重助君） 日程第6、第2号議案、神河町課設置条例の一部を改正する条例制定の件、第3号議案、神河町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件、第4号議案、神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件、第5号議案、神河町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件の4議案を一括議題といたします。

上程4議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第2号議案から第5号議案まで関連がございますので、一括で提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、第2号議案、神河町課設置条例の一部を改正する条例制定の件、第3号議案、神河町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件、第4号議案、神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件、第5号議案、神河町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件、以上4件でございます。

改正の理由は、ケーブルテレビ事業を本年4月から指定管理により運用を行うことになり、情報センターを廃止することに伴い、4つの条例の一部を改正するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。それでは、第2号議案から第5号議案について、一括して詳細説明をいたします。

町長が申しましたとおり、本議案は、ケーブルテレビ事業を本年4月から指定管理により運用を行うことになり、情報センターを廃止することに伴う関連条例の改正でございます。新旧対照表をごらんをいただきたいと思います。まず、第2号議案、神河町課設置条例につきましては、第1条、課の設置において「情報センター」を削除するものでございます。

次に、第3号議案の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。神河町議会委員会条例につきましては、第2条、常任委員会の名称、委員定数及びその所管において、情

報センターが総務文教常任委員会に属しておりましたので、その部分を削除するものでございます。

次に、第4号議案、神河町職員の給与に関する条例につきましては、第26条、宿日直手当の第2項において、情報センターにおいて支給されておりました日直手当をその対象外とするために、「情報センター」を削除するものでございます。

最後に、第5号議案、神河町職員の特殊勤務手当に関する条例につきましても、同様に第9条、緊急時呼び出し手当において、その支給対象とされていた対象から情報センターを削除するものでございます。

以上、全て情報センターの廃止に伴う改正でございます。施行日はいずれも平成31年4月1日でございます。

以上、詳細説明とさせていただきますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については第3日目以降に行いますので、御了承を願います。

日程第7 第6号議案

○議長（安部 重助君） 日程第7、第6号議案、神河町ケーブルテレビネットワーク設置条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第6号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町ケーブルテレビネットワーク設置条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、神河町超高速ブロードバンド基盤整備事業により、町内の伝送路機器のうち、神崎エリアの同軸伝送路関係の機器が必要なくなることが確定いたしましたので、不要となる機器等について字句の調整を行います。また、伝送路種別の違いにより、神崎エリアにおいてはテレビでBS衛星放送を視聴するのにSTB、セットトップボックスが必要でしたが、光ファイバー敷設によりBS視聴における旧町エリアの受信形態の差異がなくなることから、神崎エリアでの1台目のBS視聴用STBのレンタル料金の特例を廃止し、そのレンタル料金を全町一律400円に改め、利用料の減免規定における障害者の範囲を拡大するものでございます。なお、この改正の施行日は平成31年4月1日からといたします。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、情報センター所長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

藤原情報センター所長。

○情報センター所長（藤原 秀洋君） 情報センター、藤原でございます。それでは、第6号議案の提案理由について詳細を御説明申し上げます。

新旧対照表のほうをよろしくお願ひします。まず、本則の改正ですが、今、先ほど町長が申しましたように、神崎エリアの光ケーブルの敷設に伴い、旧環境機器の撤去が可能となりましたので、旧環境で使用しておりました機器の用語を削除するものでございます。別表の改正になります。別表の改正では、本則改正に伴う項目の整理と、神崎エリアの光ファイバー機器への切りかえ期間におけるセットトップボックスの料金の特例を廃止するもので、その後、全町統一でセットトップボックス1台当たりの利用料を400円にするものでございます。また、利用料の減免規定の改正では、現在、利用料が減免できる体の不自由な方の範囲を、身体障害者手帳所持者のうち、視覚・聴覚の障害者で障害の程度が1、2級ということによって定めておりますが、視覚・聴覚障害者におきましては、主たる生計中心者である加入者様につきましては、障害の等級関係なしに利用料を半額といたします。加えて、障害の程度が障害者の雇用の促進等に関する法律第2条に規定する重度障害者に該当し、かつ主たる生計維持者である加入者様につきましては、同様に利用料を半額にするものでございます。これら改正条項の施行期日につきましては、平成31年4月1日からとしております。

詳細につきましては、以上のとおりでございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については第3日目以降に行いますので、御了承を願ひます。

日程第8 第7号議案

○議長（安部 重助君） 日程第8、第7号議案、神河町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第7号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、長時間労働の是正のための措置として、民間労働法制においては、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が、昨年、法律第71号、平成30年7月6日成立し、時間外労働の上限規制等が導入され、原則として平成31年4月から施行されることとなっております。

一方、国家公務員においても、昨年8月の人事院の公務員人事管理に関する報告において、超過勤務命令を行うことができる上限を定めるなどの措置を講ずることとされ、平成31年4月より適用するべく、人事院において人事院規則の改正等の作業が進めら

れているところでございます。

そして、我々地方公共団体についても、地方公務員法第24条第4項における均衡の原則により、国家公務員の措置等を踏まえ、超過勤務命令の上限を定めるなど所要の措置を講じるよう通知があり、神河町においても4月1日適用に向け、今議会で条例の一部を改正するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。それでは、第7号議案につきまして詳細を御説明申し上げます。

現在、我が国においては、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保のための働き方改革が進められています。先ほど町長が申し上げましたとおり、昨年の国会で働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が成立し、これにより民間労働者については、いわゆる三六協定で定める時間外労働の上限等が定められ、ことし4月から施行されることになりました。

また、国家公務員については、昨年の人事院の公務員人事管理に関する報告の中で、働き方改革と勤務環境の整備ということで長時間労働の是正が盛り込まれ、国家公務員については、現在、人事院規則の改正が行われているところです。これら民間労働者や国家公務員の法整備にあわせて、地方公務員についても超過勤務命令を制限するよう求められているというところでございます。

さて、条例に関しましては、議案のとおり第8条第2項の次に第3項といたしまして、前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定めるという項を追加するだけの改正でございますが、改正内容は資料の規則改正において示しておりますので、資料のほうをごらんいただきたいと思っております。

このたび新設をいたします第7条の2、時間外勤務を命ずる時間および月数の上限をごらんをいただきたいと思っております。まず、第1項第1号では、一般職の職員の超過勤務を命ずる時間の制限を行うものであり、基本的な原則といたしましては、1カ月について45時間、かつ1年について360時間を上限とします。また、第2号では、他律的な業務の比重の高い部署に勤務する職員に対しては、1カ月について100時間未満、かつ1年について720時間を上限としながらも、2カ月から6カ月の平均が80時間以下であり、月45時間を超える月は年6カ月までとしています。

なお、他律的業務とは、業務量や業務の実施その他の業務の遂行に関する事項をみずからが決定することが困難な業務とされています。ただし、第2項では、災害その他の

重要な業務であって、特に緊急に処理を要することが必要であると認める場合には、この上限を超えることができることとしております。

なお、第3項では、第1項各号に規定する時間または月数を超えて職員に時間外勤務を命ずる場合の必要最小限に、かつ当該職員への健康確保への最大限の配慮と、時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証について規定をしています。また、第4項では、職員に時間外勤務を命ずる場合における時間及び月数の上限について定めています。

以上が条例に付随する規則による改正の内容でございます。施行日は平成31年4月1日でございます。これらの改正の内容につきましては、基本的に人事院規則を準用した改正内容になっておりますが、その運用につきましては職員団体との調整・協議を十分に行い、また安全衛生委員会などでもその点検を行っていくなど、本制度がその趣旨をしっかりと踏まえた実効性のあるものとなるよう、取り組みを進めることが重要であると考えております。

以上、詳細説明とさせていただきますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については第3日目以降に行いますので、御了承を願います。

日程第9 第8号議案

○議長（安部 重助君） 日程第9、第8号議案、神河町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第8号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、去る1月21日に開かれた特別職報酬等審議会の答申に基づき改正を行うものでございます。その答申の要点としまして、町三役、町議会議員ともに給料月額については今年度は改定を行わず、期末手当について県下の12町の期末手当の支給状況も踏まえ、人事院勧告による一般職の改定に準じ、0.05月を引き上げ、年間4.4月とする答申を受け、その内容に沿って条例の一部を改正するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） それでは、第8号議案について詳細を説明させていただきます。

まず、改正箇所について、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。在職期間6カ月の欄で、基準日が6月1日の支給率をごらんください。改正前は100分の212.5が、改正後は100分の220になり0.075月の引き上げになります。また同様に、12月1日の支給率は、改正前が100分の222.5が、改正後は100分の220になり、0.025月の引き下げとなり、結果6月、12月ともに100分の220と同率への改正となります。したがって、年間の引き上げ率といたしましては、100分の435が100分の440となり、0.05月の引き上げとなります。

なお、在任期間の5カ月以上、6カ月未満は、6カ月の80%、3カ月以上、5カ月未満は60%、3カ月未満は30%に相当する支給率となります。なお、この条例は、平成31年4月1日から施行するものといたします。

次に、1月21日に開催されました特別職等報酬審議会における審議経過、答申内容決定の観点及び理由等について、去る2月21日に町長宛て提出されました答申内容に基づき御報告させていただきます。

まず、特別職報酬等の額の決定については、神河町特別職報酬等審議会条例に基づき、町の各階層または識見を有する者の中から町長が任命を行いました10名の委員、内訳としましては、商工会代表、勤労者代表、女性代表、住民代表、公共公益団体代表、金融機関代表、そして有識見者での計10名の委員により、公平かつ中立な立場に立って慎重審議され、全員の一致をもって提案の内容のとおり結論が得られましたことをまず初めに報告をさせていただきます。

なお、町長から諮問を行いました内容は、町長、副町長及び教育長等の給料について、2、議会議員の報酬について、3、非常勤特別職の報酬についてであります。それでは、森本守雄神河町特別職報酬等審議会会長から答申のありました内容について、答申内容決定の観点及び理由について報告書の抜粋をもって報告をさせていただきます。

3、答申内容決定の観点及び理由。このたびの審議会は、神河町の財政状況、実質公債費比率については合併以降、公債費負担適正化計画を着実に進め、起債比率の削減を進めてきた結果、最大22.8%から15.7%まで削減を進めてきたという成果がある一方、地方創生事業に伴うスキー場整備や道の駅建設、病院北館改築工事など大規模ハード事業に取り組んでいるため、標準財政規模の倍の事業を行っています。その主な財源は、過疎債や辺地債、合併特例債など有利な起債ではあるが、しかし、町の起債比率は上昇している。財政調整基金についても、平成28年度決算から29年度決算の推移を見ると、約2.5億円減ってきています。財政の硬直化の指数と言われる経常収支比率は依然高い数字を示しており、今後関西電力の大河内水力発電所の償却資産税が毎年減ってくる状況とあわせて、交付税の一本化算定の影響で今後さらに悪化する見込みであることから、今後の経常的支出をいかに抑えるかが課題であると提起を受けました。平成30年度の人事院勧告に基づく一般職の給与改定に伴う特別職の報酬月額改定の是非及び勤勉手当の0.05月の引き上げに伴う特別職の期末手当の引き上げの是非について

審議いたしました。

加えて、県下の12町の財政状況、報酬の比較や各町の改正状況の確認を行い、適切妥当な報酬の額の検討を行いました。

以上の観点から、次のとおり改定についての方向性を確認するに至ったものです。1、町長、副町長及び教育長等の給料について。町の業績や特別職としての果たすべき職責を全うしているかの点について、スキー場整備、道の駅建設、病院北館改築工事等の大きな事業や、町の活性化に向け、町長を先頭に職員の皆さんも一生懸命頑張っている。しかし、町の財政状況は非常に厳しい状況である上に、今後の税収と経常収支の課題が明確になったこととあわせて、県下12町の特別職の給与状況を見る限り、今回は改定を行わず、現行のまま据え置くことが適当であるという意見でまとまりました。

次に、期末手当については、人事院勧告にあわせて、期末勤勉手当を引き上げた一般職に準じることが適当なのか。業績に対する報酬という面から、相応の業績や財政改善を期待したいという意見もありました。その一方で、給料はモチベーションや励みの部分もあり、職員同様の扱いが望ましいという意見もありました。

以上のような意見が出る中で、これまでの県下12町の期末手当の改正状況を確認する中で、一般職に準じて引き上げることが適当と判断し、0.05月の引き上げを答申することといたしました。

2、議会議員の報酬について。町議会の活動状況としては、審議会資料で示されているとおり、定例会の会期日数、臨時会の会期日数、常任委員会の開催日数、議長の出張回数、議員の派遣回数等を見る限り、県下、町議会の中でも平均的な活動内容となっています。そのほか議会報告会や議員定数の削減への議論など、行財政改革に取り組みも行われています。議会議員の報酬の改定は、一昨年の審議会答申を受け、昨年4月より5,000円から2万円の引き上げを行いました。以上の議員報酬に関する考え方、議会の活動状況、県下の報酬の状況に加え、今後の財政状況から判断した結果、今回は改定を行わず、現行のまま据え置くことで意見がまとまりました。また、期末手当については、町三役と同様の考え方とし、0.05月引き上げることといたしました。

3、非常勤特別職の報酬について。県下の町における非常勤特別職の報酬について比較したところ、年額報酬、日額報酬ともに12町においてやや開きがありますが、報酬の改定が必要な状況ではないという判断から、現在の財政状況を考慮し、今年度は改定を行わないことが適当であると判断しました。また、昨年の審議会において費用弁償に対する考え方が議論になり、今回の審議会の課題として議題に上げました。まず、県下12町の費用弁償を比較したところ、町内は不支給としている町が7町あり、ほかにも日当制限や車賃支給という支給方法を設けている町もありました。また、費用弁償と報酬の関係を明確化することや、費用弁償と報酬を一本化することによって、住民にわかりやすくなるのではないかとの意見も出されました。そして事務局から、神河町は広く費用弁償には交通費的な意味合いもある。今後あらゆる行財政改革の視点から、費用弁

償の改革も行わなければならないと思いますが、引き続き周囲の自治体の状況や社会経済状況に注視しながら、継続協議課題としたいとの説明があり、承認をいたしました。

4、終わりに。このたびの審議では、さまざまな観点から慎重審議をいただきました。合併後の町のさまざまな努力により、財政の健全化が実感できる状況にもありましたが、大規模なハード事業により取り組んでいることから、標準財政規模を大幅に上回る決算額であり、交付税の一本化算定や税収の減少傾向など、今後の一般財源不足が進むことにより、さらに厳しい財政の面も見えてきました。そのような中で、道の駅建設や峰山高原スキー場整備など、神河町の地方創生の目玉となる取り組みや病院の北館改築工事や防災行政無線、光ケーブル化工事による安全安心の町づくりが進み、町の活性化への期待感も高まっています。しかし、行政各分野で積極的に進められている町づくりにおいて、町長を初めとする職員が一生懸命取り組んでいることは、当審議会の委員全員が認めているところですが、成果が見えにくい行政職場においては、特にその頑張りが住民に見えるような動きを期待したい。また、積極的に事業を展開している反面、財政状況については厳しい状況が続いているので、今後のさらなる財政の健全化に期待するという意見も出されました。

以上、改正内容及び答申内容の詳細についての御説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については第3日目以降に行いますので、御了承を願います。

日程第10 第9号議案

○議長（安部 重助君） 日程第10、第9号議案、神河町税条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第9号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町税条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、現在、神河町税条例に定めております各税目において、課税対象が公益性の高いものについて減免規定を定めておりますが、町民税においては、法人に対する減免が一部の限定的なもののみとしております。このたびそれら以外の法人について、公益性が高く、収益事業を行っていないものについて、減免の対象を拡大するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、税務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

和田税務課長。

○税務課長兼滞納整理特命参事（和田 正治君） 税務課、和田でございます。それでは、第9号議案の説明をさせていただきます。

新旧対照表をごらんください。ただいま町長の提案説明にもございましたように、現行、町税条例の町民税において定めております減免規定では、法人に対する減免が第51条第1項第4号にございます一部の限定的なもののみといたしております。現在、町内の自治区におきましては、集落の運営上、認可地縁団体の認定を受けられる事例があり、その認可地縁団体につきましては、法人格を有するため、現行の条例では法人町民税が課せられることとなります。兵庫県におけます県民税においては、これらの法人について公益性が高く、収益事業を行っていないものについて減免の対象とされております。当町におけます町民税においても減免の対象と今回するものでございます。

以上、第9号議案の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については第3回目以降に行いますので、御了承を願います。

日程第11 第10号議案

○議長（安部 重助君） 日程第11、第10号議案、神河町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第10号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件でございます。改正の理由は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正を踏まえ、学童保育クラブ指導員の資格についての改正があったため、条例の一部を改正するものでございます。以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、教育課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

藤原教育課長。

○教育課長兼センター所長（藤原 美樹君） 教育課、藤原でございます。それでは、議案第10号の詳細説明を申し上げます。

次ページの新旧対照表をごらんください。学童保育クラブ指導員の資格について、本則第10条第3項第4号で、従前は教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者

としていたものを、学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校または中等教育学校の教諭となる資格を有する者と改正するものです。今般の改正は、教育免許を取得したことのある者であれば、その後に教育免許の更新講習を受講・修了していなくても、あるいは免許状の有効期間を経過している場合であっても、放課後児童支援員、つまり学童保育クラブ指導員の基礎資格を有する者であるというものでございます。

次に、同条同項第5号で、学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学もしくは体育学を専修する学科、またはこれらに相当する課程を修めて卒業した者に、平成31年4月に創設される専門職大学について、「(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を追加したものでございます。

次に、同条同項第10号に、5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めた者を新設したものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(安部 重助君) 提案説明が終わりました。

なお、質疑については第3日目以降に行いますので、御了承を願います。

日程第12 第11号議案

○議長(安部 重助君) 日程第12、第11号議案、神河町建設残土砂等処分地設置条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長(山名 宗悟君) 第11号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町建設残土砂等処分地設置条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、処分地の残容量が想定よりも早く減ってきていることから、その対応策として、条例に定める町外発生残土の受け入れを平成31年4月1日から停止することといたします。

また、10月1日から消費税が10%に引き上げられる予定の対応として、使用料の表記を従来の内税方式から、外税方式に変更するため、それぞれ条例の一部を改正するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、住民生活課防災特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(安部 重助君) 詳細説明を求めます。

田中住民生活課防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（田中 晋平君） 住民生活課、田中でございます。それでは、第11号議案につきまして詳細説明をさせていただきます。

議案書3ページ目の参考資料をごらんください。横組みの表形式の資料でございます。神河町建設残土砂等処分地の開設当初からの受け入れ容量等を記載した資料でございます。下から2行目の平成29年度のところをごらんください。平成29年度の搬入量は2万4,845.1トンと、平成30年度を除きましてこれまでの最大量となっております。平成30年度は平年ベースに落ちつくと思込んでいましたところ、年度当初から大量の残土が搬入され、公立神崎総合病院北館改築工事1期分で約2,800トン、7月以降は西日本豪雨災害関連土砂が約7,700トン、町外残土が約4,200トン、1月から県事業の市川河川土砂撤去工事で約4,300トンなど、1月末現在で約3万トン搬入されております。

今後、年度末にかけて、県事業の砂防堰堤ダム工事関係で約2,300トンなど、7,600トンの残土搬入が予定され、また、瓦れき類の搬入につきましては年間約2,400トンでございまして、これら合計しまして30年度合計で4万トンの見込みでございます。これは29年度の約1.6倍になる予定でございます。

このことから、平成30年度末の残余容量見込みにつきまして6,615立米、トン単位にいたしまして約1万2,000トン、残余容量のパーセントは5.1%の見込みと、急に残余容量が減少しております。今後、災害時の緊急土砂用搬入用のスペースと、また、瓦れき類の受け入れスペースが必要になることから、その対応といたしまして、町外の残土と県事業の残土及び建設課等の大量残土の受け入れを、平成31年4月1日から停止することとしております。役場関係の内部調整を行い、県には1月11日付で残土処分地の受け入れ施設登録取り消しの手続を行っております。また、市川町、福崎町に対しましても、同日付で通知文書を送付しております。

議案書のほうに戻っていただきまして、2ページの新旧対照表をごらんください。本則第6条第2項でございます。町外残土の受け入れ規定を廃止するものでございます。

次に、消費税10%への対応といたしまして、本則第9条第2項と3項に消費税法の規定を引用するものでございます。将来の新たな消費税率改正等を考慮いたしまして、使用料の表記につきまして従来の内税方式から外税方式に改正するもので、上下水道課と対応をそろえております。別表の使用料につきまして、改正後は区分のところ、町内のもののみになりまして、積載重量100キログラムにつき150円となります。施行日は、平成31年4月1日から施行といたしております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については第3日目以降に行いますので、御了承を願います。

日程第 1 3 第 1 2 号議案

○議長（安部 重助君） 日程第 1 3、第 1 2 号議案、神河町し尿くみ取り手数料の徴収に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 1 2 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町し尿くみ取り手数料の徴収に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、10月1日から消費税が10%に引き上げられる予定の対応として、手数料の表記を従来の内税方式から外税方式に改正するため、条例の一部を改正するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、住民生活課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

高木住民生活課長。

○住民生活課長（高木 浩君） 住民生活課、高木でございます。それでは、第 1 2 号議案について詳細説明をさせていただきます。

議案書 3 ページ目の新旧対照表をごらんください。本則第 2 条第 1 項でございます。消費税 10%への対応として、本則第 2 条第 1 項に、消費税法の規定を引用するものです。将来の新たな消費税率改正等を考慮して、使用料の表記を従来の内税方式から外税方式に改正するもので、上下水道課と対応をそろえています。

別表第 2 条関係のし尿くみ取り手数料について、単位のところ、改正前の 10 リットルを改正後は 100 リットルあたりに、手数料のところ、改正前の 65 円を改正後の 602 円に、また、し尿くみ取り搬出、仮設便所の手数料について、改正前の 3,000 円、ただし、中間くみ取りの場合は 2,000 円とするを、改正後は 2,778 円、ただし中間くみ取りの場合は 1,852 円とする、にそれぞれ改正するものでございます。くみ取り業者とは協議を終えています。

施行日は平成 31 年 4 月 1 日からとしております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については第 3 日以降に行いますので、御了承を願います。

日程第 1 4 第 1 3 号議案から第 2 2 号議案

○議長（安部 重助君） 日程第 1 4、第 1 3 号議案、神河町観光交流センター設置条例

の一部を改正する条例制定の件、第14号議案、神河町神崎いこいの村条例の一部を改正する条例制定の件、第15号議案、神河町新田ふるさと村条例の一部を改正する条例制定の件、第16号議案、神河町神崎農村公園条例の一部を改正する条例制定の件、第17号議案、神河町わくわく公園条例の一部を改正する条例制定の件、第18号議案、神河町かみかわ桜の山桜華園条例の一部を改正する条例制定の件、第19号議案、神河町農村環境改善センター設置条例の一部を改正する条例制定の件、第20号議案、神河町水車公園条例の一部を改正する条例制定の件、第21号議案、神河町神崎木工芸センター条例の一部を改正する条例制定の件、第22号議案、神河町グリーンエコ笠形体育施設設置条例の一部を改正する条例制定の件の10議案を一括議題といたします。

上程10議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第13号議案から第22号議案まで関連がございますので、一括で提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、第13号議案、神河町観光交流センター設置条例の一部を改正する条例制定の件、第14号議案、神河町神崎いこいの村条例の一部を改正する条例制定の件、第15号議案、神河町新田ふるさと村条例の一部を改正する条例制定の件、第16号議案、神河町神崎農村公園条例の一部を改正する条例制定の件、第17号議案、神河町わくわく公園条例の一部を改正する条例制定の件、第18号議案、神河町かみかわ桜の山桜華園条例の一部を改正する条例制定の件、第19号議案、神河町農村環境改善センター設置条例の一部を改正する条例制定の件、第20号議案、神河町水車公園条例の一部を改正する条例制定の件、第21号議案、神河町神崎木工芸センター条例の一部を改正する条例制定の件、第22号議案、神河町グリーンエコ笠形体育施設設置条例の一部を改正する条例制定の件、以上10件でございます。

改正の理由は、消費税の改正に伴うものと合わせて、各観光施設の安定的経営のために利用料金の上限額を引き上げるものでございます。改正の内容は、合併以降、消費税引き上げによる改定はされているものの、利用料本体の見直しがされていないことから、消費税を含まない額に物価上昇率を加算し、その額に消費税10%を上乗せして上限金額を設定いたしております。

また、町民の無料及び減免に関する文言整理をいたしております。なお、今回の利用料金等の改定は、あくまでも上限額を引き上げるもので、実際に施設の利用料金を引き上げるか据え置くかは、各施設の指定管理者の裁量により行われることとなります。消費税の引き上げは10月ですが、料金等の改定を行うとすれば、利用者への周知期間が必要なことから、今回提案するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、地域振興課施設連携まちづくり交流事業特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

小林地域振興課施設連携まちづくり交流事業特命参事。

○地域振興課参事兼施設連携まちづくり交流事業特命参事（小林 英和君） 地域振興課、小林でございます。それでは、第13号議案から第22号議案について、一括して説明申し上げます。

内容につきましては、観光交流施設、指定管理施設にかかわるものの料金改正でございまして、先ほど町長が申し上げましたとおり、10月から消費税が引き上げられることに伴うものとあわせ、現行の利用料金は合併以降、消費税分を上乗せした改正が主なものであるため、各観光交流施設の安定的経営を行うことを目的に、利用料金の上限を引き上げるものでございます。

料金改定の基本的な考え方は、消費税を含まない料金に、物価上昇率約20%を加算し、そこに消費税10%を上乗せした額を算出し、端数を切り上げて上限額を設定いたしております。そのほか条文の文言整理を行っております。

それでは、第13号議案、神河町観光交流センター設置条例の一部改正について説明申し上げます。

2枚目の新旧対照表をごらんください。左側が改正後、右側が改正前であります。第19条、町長の承認事項の新設でございます。指定管理施設の利用料金は、地方自治法第244条の2第9項に、条例の定めるところにより指定管理者が定める。この場合において、指定管理者はあらかじめ町長の承認を受けなければならない旨の条項がありますが、本条例には当該規定がないことから、承認事項であることを明確化するために、この規定を新設するものでございます。

次に、料金別表の改正でございます。改正前の会議室、町内の方の使用料は260円でございます。この金額には消費税が含まれておりますので、1.08で割り戻した金額240円が消費税を含まない金額となりますので、その額に物価上昇率20%を掛け、その後消費税10%を掛けて算出しております。240円掛ける1.2掛ける1.1で316円となり、端数を切り上げて100円単位として400円といたしております。以下、それぞれ使用料も同じ考え方でございます。

次に、第14号議案、神河町神崎いこいの村条例の一部改正についてでございます。2枚めくっていただきまして、新旧対照表をお願いします。右側の改正前のコテージ（大）、宿泊が税抜きで3万472円になりますので、3万472円掛ける1.2掛ける1.1で4万223円となり、端数を切り上げて4万5,000円といたしております。切り上げ幅が大きいのですが、定員数で割り戻した1人当たりの金額を、新田ふるさと村の1人当たりの金額と同額の5,000円と合わせております。

次に、改正前の整理番号4番のバンガローの名称をウッドハウスに変更し、昨年取り壊したログキャビン、めくっていただいて整理番号6の欄を削除し、それ以下の整理番号を繰り上げております。それから、右側の改正前で15の環境整備費の備考欄に、

「（町民は無料とする。）」の文言表記については、同条例第7条第1項、利用料金の条項で、施設を利用する者は別表に定める額の範囲内で指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定める利用金額を納めなければならないとしており、町民の無料も含め、指定管理者の判断に委ねることとし、削除するものでございます。

また、備考に記載の「町民等の利用に対しては、最大5割までの減免をすることができる」の文言表記については、同条例第8条に利用料金の減免の規定がうたっておりますので、それに対応することとし、削除するものでございます。

次に、第15号議案、神河町新田ふるさと村条例の一部改正についてでございます。1枚めくっていただき、新旧対照表をお願いします。右側の改正前のログコテージ、1泊1万9,540円が、税抜きで1万8,092円になりますので、1万8,092円掛ける1.2掛ける1.1で、2万3,881円となり、端数を切り上げて2万5,000円といたしております。以下、同じ考え方でございます。また、備考に記載の「町民等の利用に対しては、最大5割までの減免をすることができる」の文言表記については、先ほど第14号議案と同様に、同条例第8条、利用料金の減免の規定で対応することとし、削除するものでございます。

次に、第16号議案、神河町神崎農村公園条例の一部改正についてでございます。2枚目の新旧対照表をお願いします。右側の改正前の入園料、4歳以上の税抜きが472円となるので、472円掛ける1.2掛ける1.1で623円となり、端数を切り上げて700円といたしております。団体は約8割、障害者は半額としております。以下、同じ考え方で改正しております。また、備考に記載の「（町民の利用は無料とする。）」の文言表記については、第14号議案と同じ理由により、指定管理者の判断に委ねることとし、削除するものでございます。

次に、第17号議案、神河町わくわく公園条例の一部改正についてでございます。2枚目の新旧対照表をお願いします。右側の改正前のバーベキューコーナー、1万290円が税抜きで9,527円になるので、物価上昇率1.2を掛け、その額に消費税1.1を掛けますと、1万2,576円となり、端数を切り上げて1万3,000円といたしております。以下、同じ考え方でございます。

次に、第18号議案、神河町かみかわ桜の山桜華園条例の一部改正についてでございます。2枚目の新旧対照表をお願いします。右側の改正前の小学生、一般が100円、税抜きが1.8で割り戻すと92円になるので、92掛ける1.2掛ける1.1で121となります。端数を切り上げて200円といたしております。以下、同じ考え方で改正をいたしております。団体は一般の9割、障害者は一般の半額といたしております。

次に、第19号議案、神河町農村環境改善センター設置条例の一部改正でございます。2枚目の新旧対照表をお願いします。第10条、使用料、第11条、使用料の減免についての改正でございます。第13号議案の内容と同じ理由により、承認事項であることを明確化するために、この規定を改定するものでございます。

次に、使用料、別表の改正でございます。右側の改正前の多目的ホール2,380円が、税抜きで2,203円、2,203円掛ける1.2掛ける1.1で2,907円となり、端数を切り上げて3,000円といたしております。以下、同じ考え方でございます。なお、町外は、町内料金の倍の金額といたしております。

次に、第20号議案、神河町水車公園条例の一部改正についてでございます。2枚目の新旧対照表でございます。右側の改正前の1時間以内が1,440円、1.8で割り戻して税抜きが1,333円、その額に物価上昇率と消費税を掛けると1,759円となり、端数を切り上げて2,000円といたしております。以下、同じ考え方でございます。

それから、当加工施設につきましては、利用者の使用時間が長く、水道、ガスの使用量も大量となり、施設の運営を圧迫していることから、実費を利用者から一定額負担いただくとするということで、備考欄に水道及びガス代は別途徴収するという文言を追加いたしております。

次に、第21号議案、神河町神崎木工芸センター条例の一部改正についてでございます。2枚目の新旧対照表でございます。右側の改正前の1時間当たりが510円、税抜きが472円となり、物価上昇率1.2、消費税1.1を掛けると623円となります。端数を切り上げて700円といたしております。以下、同じ考え方でございます。また、備考に記載の「町民等の利用に対しては、最大5割までの減免をすることができる」の文言については、第14号議案と同様に同条例8条、利用料金の減免で対応することとし、削除するものでございます。

次に、第22号議案、神河町グリーンエコー笠形体育施設設置条例の一部改正についてでございます。2枚めくっていただいて、新旧対照表でございます。第7条、使用料について。本文の使用料についての改正でございます。第13号議案の内容と同じ理由により、承認事項であることを明確化するためにこの規定を改正するものでございます。次に、使用料、別表の改正でございます。右側の改正前、アリーナ半面が310円、税抜きで287円になりますので、それに1.2と1.1を掛けて378円となり、端数を切り上げて400円といたしております。

以下、同じ考え方で改正をいたしております。なお、このたび指定管理施設で料金改定を行わなかった峰山高原ホテルリラクシア、ホテルモンテ・ローザは、神河町宿泊施設条例において利用料金、利用料1人1泊5万円と設定いたしておりますので、今回の改正を加味しても限度額を超えないので、条例改正は行っておりません。また、峰山高原スキー場においては、本年、2年目の営業が終わってから改正の判断をいたしたいと考えております。

以上、第13号から22号議案について説明を申し上げましたが、町長の提案説明にもありましたが、条例に規定しています使用料、利用料については、各施設での上限を規定しているものでありまして、今回の改正により実際、施設の料金を引き上げるか据え置くかは、各指定管理者の判断により行われることとなります。ただし、現行の料金

を改正する場合は、あらかじめ町長の承認を得てからになりますので、指定管理者の意向だけで行われるものではないということでございます。また、消費税による改正をする場合には、利用者等への周知期間も必要と考え、今回の改正の施行日を本年4月1日といたしております。

以上、長くなりましたが、説明を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については第3日目以降に行いますので、御了承を願います。

日程第15 第23号議案

○議長（安部 重助君） 日程第15、第23号議案、神河町営住宅設置条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第23号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町営住宅設置条例の一部を改正する条例制定の件でございます。改正の理由は、本年2月22日に竣工いたしました柏尾団地の位置等について、条例の一部を改正するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、住民生活課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

高木住民生活課長。

○住民生活課長（高木 浩君） 住民生活課、高木でございます。それでは、第23号議案について詳細説明をさせていただきます。

議案書2ページ目の新旧対照表をごらんください。別表第3条関係でございます。町営住宅の名称及び位置について、2月22日竣工いたしました柏尾団地の建設年度及び位置について改正するもので、建設年度について、改正前の昭和60年を、改正後は平成30年に、位置について、改正前の柏尾174番地を、改正後の柏尾148番地に改正するものでございます。施行日は、平成31年4月1日から施行としています。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については第3日目以降に行いますので、御了承を願います。

ここで昼食のため暫時休憩をいたします。再開を13時といたします。

午前11時56分休憩

午後 1時00分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

○議長（安部 重助君） 日程に入る前に、午前中の第10号議案、神河町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、説明に誤りがあったということで訂正の申し出がございますので、ここで許可いたします。

藤原教育課長。

○教育課長兼センター所長（藤原 美樹君） 教育課、藤原でございます。先ほど詳細説明をさせていただいた議案第10号、神河町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の内容について一部誤りがございましたので、訂正をお願いいたします。第10号議案の2ページ目の新旧対照表をごらんください。第10条第3項第4号の資格に関する条文において、改正前と改正後を逆に申し上げてしまっておりました。正しくは、従前は「学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者」としていたものを、教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者に改正するものでございます。ここに訂正を申し上げ、おわび申し上げます。申しわけございませんでした。

○議長（安部 重助君） それでは、日程に戻ります。

日程第16 第24号議案

○議長（安部 重助君） 日程第16、第24号議案、神河町消防団条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第24号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町消防団条例の一部を改正する条例制定の件でございます。改正の理由は、本年2月14日に開催されました神河町消防審議会において、部統合について審議され、了承されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、住民生活課防災特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

田中住民生活課防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（田中 晋平君） 住民生活課、田中でございます。そ

れでは、第24号議案について詳細説明をさせていただきます。

現在、神河町消防団粟賀南分団貝野部において、団員数の減少に伴い、常時の活動に支障を来しております。また、新入団員確保のめども立たず、単独で部を維持していくことが困難な状況になっております。そのため、区を交えた統合協議の結果、平成31年4月1日から加納部と統合し、貝野加納部として活動したいとの申し出がありました。

議案書の3枚目、参考資料1をごらんください。中ほどの表と二重かぎ括弧該当部の状況のところでございます。貝野部について、条例定数は18名で、その横の①実団員数は9名、充足率は50%となっておりますが、②団員報酬未支給団員数は1名ございまして、実態は8名の団員となっております。また、常時の活動は数名と聞き及んでおります。2月14日の開催の消防審議会において統合を諮問したところ、了承する答申を受け、条例改正の提案をさせていただくものでございます。

それでは、議案書の新旧対照表をごらんください。本則第5条のところ、副分団長について、改正前の32名を、改正後は31名に。別表、神河町消防団分団及び部の名称並びに区域において、表の下ほど、粟賀南分団の改正前、貝野部及び加納部を、改正後は貝野加納部にそれぞれ改正するものです。あわせて、神河町消防団条例施行規則の一部を改正するものでございます。これによりまして、消防団員定数の合計は変更ございません。施行日は、平成31年4月1日としております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については第3日目以降に行いますので、御了承を願います。

日程第17 第25号議案

○議長（安部 重助君） 日程第17、第25号議案、神河町立学校設置条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第25号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町立学校設置条例の一部を改正する条例制定の件でございます。改正の理由は、平成30年10月18日付で、地元越知谷地域から越知谷小学校、越知谷幼稚園を平成32年4月1日から神崎小学校、神崎幼稚園と統合したい旨の要望書が提出されました。これを受け、慎重審議した結果、要望どおり平成32年4月1日より統合することが望ましいと判断いたしました。これにより、越知谷小学校、越知谷幼稚園を平成32年3月31日付で閉校、閉園し、平成32年4月1日から神崎小学校、神崎幼稚園に統合する条例改正をするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、教育課長から説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

藤原教育課長。

○教育課長兼センター所長（藤原 美樹君） 教育課、藤原でございます。それでは、議案第25号の詳細説明を申し上げます。

まず、新旧対照表により御説明をさせていただきます。次ページの新旧対照表をごらんください。本則、別表の学校の種類の小学校と幼稚園におきまして、神河町立越知谷小学校と神河町立越知谷幼稚園の部分を削除するものでございます。また、条例の施行期日を平成32年、2020年の4月1日とするものでございます。

条例改正に至るまでの経緯につきましては、平成28年11月に越知谷地区、5地区の区長様と話し合いを持たせていただいたことを初めといたしまして、越知谷小学校・幼稚園を考える会を通じて、その後、保護者や地域の役員の皆様と数回にわたり協議を持たせていただきました。そして協議を重ねる中、PTAにおいて統合の方向性を出され、平成30年10月18日に地元5地区の区長様より、教育委員会に対して、平成32年4月1日から神崎小学校、神崎幼稚園と統合したい旨の要望書が提出されました。

越知谷小学校においては、これまで異学年集団における活動や体験学習の積極的な実施、また、山村留学の推進など小規模校の課題を克服する対策、さらに少人数におけるきめ細かな学習を推進するなど、小規模校のよさを最大限に生かす施策も進めてまいりました。しかし、平成29年度は地元生が26名、30年度は19名と、児童の減少が顕著となり、また逆に山村留學生の占める割合が高くなってきています。

そこで、要望書の提出を受け、このような現状も踏まえながら検討を重ね、平成30年10月31日に教育委員会、また、平成30年11月19日に町長も含めました町総合教育会議において最終的な協議、判断を行い、地域からの統合という要望を真摯に受けとめまして、平成32年4月1日に神崎小学校、神崎幼稚園と統合するとの結論に至りました。

以上、詳細説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については第3日目以降に行いますので、御了承を願います。

日程第18 第26号議案

○議長（安部 重助君） 日程第18、第26号議案、神河町水道給水条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第26号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

す。

本議案は、神河町水道給水条例の一部を改正する条例制定の件でございます。改正の理由は、現在の水道使用料及び加入金は消費税が内税になっておりますが、外税に変更するものでございます。具体的には、基本料金、超過料金、メーターの使用料、加入金をそれぞれ外税に合わせて料金改定するもので、この条例の施行は平成32年4月1日からといたします。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、上下水道課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

中島上下水道課長。

○上下水道課長（中島 康之君） 上下水道課の中島です。第26号議案について詳細説明をさせていただきます。

基本的な考え方ですが、現在の内税料金を外税料金に変更させていただきますが、外税に変更してもほぼ同じ金額になるように設定しております。

それでは、新旧対照表で説明させていただきます。1ページと2ページをごらんください。第27条の料金で、基本料金、超過料金及びメーターの使用料の合計額に消費税法で規定された税率を合算した額を徴収いたします。基本料金は、改正前は内税で1,900円でしたが、改正後は1,720円といたします。超過料金は、改正前は内税で230円でしたが、外税に変更になることより、改正後は210円としています。2ページに表記していますように、共用、臨時用も金額変更しております。

次に、2号のメーターの使用料も、メーター13ミリの場合、改正前は100円でしたが、改正後は90円に変更し、20ミリから75ミリも同じように変更しております。第28条の加入金についても、13ミリの場合、改正前は内税で8万4,000円でしたが、改正後は外税で7万6,000円としています。20から100ミリも同じように計算しております。

次に、3ページをごらんください。手数料の関係でございます。毎年消費税の申告を行っておりますが、計算間違いを起こさないように、このたびの改正に合わせて4号の開栓手数料以外は非課税になりますので、その文言を明記しております。

次のページに参考資料として、新料金と旧料金の比較表を添付しております。一番右が新料金と旧料金の差額になっております。ほとんどがマイナスになっております。最初に言いましたように、消費税が10%になっても、実質の請求額はほぼ同じで、役場の実質の収入は2%の減額になるということになります。施行の日は、住民周知を十分にとれるように、平成32年4月1日としております。

以上で詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については第3日目以降に行いますので、御了承を願います。

日程第19 第27号議案

○議長（安部 重助君） 日程第19、第27号議案、神河町水道法施行条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第27号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町水道法施行条例の一部を改正する条例制定の件でございます。改正の理由は、学校教育法の一部を改正する法律により、本年4月から専門職大学が創設されることに伴うもので、専門職大学は前期課程2年または3年と、後期課程2年または1年に区分することができ、前期課程の修了者は短期大学の卒業者と同等の教育水準を達成することとされておりますので、水道法施行条例の中にある短期大学の後に、「（専門職大学の前期課程を含む。）」という文言を挿入するものでございます。

あと一つは、技術士法施行規則の一部を改正する省令が、平成29年12月28日に交付され、平成31年4月1日より施行されることによるもので、現在の技術士第2次試験の専門科目について、現在、20部門、96科目のところ、20部門、69科目に大きくくり化することとなります。また、上下水道部門についても、選択科目の水道環境が上水道及び工業用水道に統合されることとなりますので、本条例に現在記載のある水道環境という文言を削除するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については第3日目以降に行いますので、御了承を願います。

日程第20 第28号議案

○議長（安部 重助君） 日程第20、第28号議案、神河町生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第28号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、下水道料金の改定によるもので、今までは人数割料金により徴収しておりましたが、改正後の条例では、使用者が実際に使用した生活排水の量に応じて使用

料を徴収するものでございます。

ほかには、現在は消費税が内税になっておりますが、外税に変更するもので、この条例の施行は平成32年4月1日からといたします。

以上が提案理由並びに内容でございます。

なお、詳細につきましては、上下水道課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

中島上下水道課長。

○上下水道課長（中島 康之君） 上下水道課の中島です。第28号議案について、詳細説明をさせていただきます。

新旧対照表で説明させていただきます。1ページをごらんください。第7条については、使用料の関係でございます。使用者は、流した量により使用料を納付していただき、使用の休止または廃止の届けがない間は使用料を納付していただきます。

第7条の2は、使用料の算定について明記しております。使用者が排除した生活排水の量に応じて算定した額に、消費税法で規定された税率を合算した額を徴収いたします。1号では、水道水を使用した場合は、その使用量を生活排水の量といたします。2号では、水道水以外の水、井戸水や山水を使用した場合で、使用水量を測定できる機器がある場合は、その使用水量を生活排水の量といたします。

2項は、井戸水等を使用されて量水器により量を算出できない場合でございます。1号、井戸水が水道水と併用されている場合、井戸水の量を1人当たり、一月に2立方メートルとして計算して、水道水に加算させていただきます。2ページと3ページをごらんください。別表第2は、基本料金を3,000円とし、使用料を1立方メートルにつき50円とさせていただきます。2号、井戸水等のみにより生活排水を排除する場合は、別表第3のとおりで、基本料金3,100円と人数割料金を1人当たり300円として計算いたします。

3項は、使用水量と排除する生活排水量が著しく異なる場合は、使用者の申告に基づき生活排水量を町長が認定いたします。7条の3については、使用料を算定するために必要な資料を使用者から求めるものでございます。

第11条は、加入金でございます。改正前は35万円としておりました。これは消費税が内税でございます。改正後は外税に変更いたしますので、31万8,000円に消費税を加算した額を申込者から徴収するものでございます。

第15条は、手数料の関係でございます。今回の外税の変更に合わせて、消費税計算するときに間違いがないように手数料のところに非課税の文言を挿入いたしました。1号のイでは、数字の「10,000円」を漢字で「1万円」と表記しております。

今回の従量制の改正により、不公平がないように全世帯で井戸水の調査をする必要があります。その内容について説明いたします。条例の施行規則をつけさせていただきます。

おります。参考資料 2 をごらんください。条例施行規則の新旧対照表で説明いたします。第 3 条の 2 は、井戸水等の使用届及び排除排水量の申告でございます。第 1 項、井戸水等を使用する場合は、井戸水等使用届を町長に届け出なければなりません。その様式が参考資料 3 でございます。家の中で井戸水を使っておられる家庭と家族の人数を報告していただく届けでございます。

再度参考資料 2 をごらんください。第 3 条の 2 の第 2 項でございます。使用水量と生活排水量に著しい差があるときは、排除生活排水量申告書を提出していただきます。その様式を参考資料 4 に添付しております。この申告書を提出していただき、認定した排水量により使用料を納付していただきます。

次に、参考資料 5 をごらんください。下水道料金の新旧比較表でございます。左側は、従量制の新しい料金体系、右側は人頭制の旧料金でございます。下段の②は町水道と井戸等の利用の併用での使用で、2 人世帯での試算表でございます。また、③は町水道がない下水道の利用者の料金表でございます。

最後に、参考資料 6 は、平成 29 年度の実績値による従量料金の表になります。右側の 1 件当たりの変動額は、今までの人数割料金で徴収した金額と今回の従量制による新料金での比較をいたしました。これから見ると、30 立米までの水道使用者は減額に、30 立米以上の方は少しだけ値上げするということになります。

下の表については、1 件当たり使用水量を平均値とした場合の表でございます。例えば 21 から 30 立米の場合は、1 件当たりの使用水量を平均値として 25 立米で計算した表ということでございます。新料金になり使用量の多い方は、若干ですが、料金が値上がりすることになります。本来は、10 月 1 日、消費税が 10% となりますので、2% 分が現在の使用料金に加算されるのですが、神河町の新料金は総額はほぼ同じになるように計算しておりますので、実質 2% の値下げになります。また、10 月 1 日に一斉に消費税が 10% になるわけですが、井戸水調査に時間を要することと住民周知を十分とること、少しでも住民負担を軽減するために平成 32 年 4 月 1 日施行とさせていただきます。

以上で詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については、第 3 日目以降に行いますので、御了承を願います。

日程第 21 第 29 号議案及び第 30 号議案

○議長（安部 重助君） 日程第 21、第 29 号議案、兵庫県市町村職員退職手当組合規約の一部変更について、第 30 号議案、兵庫県町議会議員公務災害補償組合規約の一部変更についての 2 議案を一括議題といたします。

上程 2 議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第29、30号議案一括で提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、第29号議案、兵庫県市町村職員退職手当組合理約の一部変更について、第30号議案、兵庫県町議会議員公務災害補償組合理約の一部変更について、以上2件でございます。

このたび篠山市が丹波篠山市へと名称変更されることに伴い、組合理約の変更をする必要があることから、構成団体との協議、県との事前協議を踏まえて構成団体が共通して議会の議決を求めるものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承を願います。

日程第22 第31号議案

○議長（安部 重助君） 日程第22、第31号議案、神河町公の施設（かみかわ桜の山桜華園）の指定管理者指定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第31号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町公の施設、かみかわ桜の山桜華園の指定管理者指定の件でございます。かみかわ桜の山桜華園の指定管理者の指定につきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者を東柏尾区とし、指定の期間は平成31年4月1日から平成34年3月31日の3年間とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

なお、詳細につきましては、地域振興課、施設連携まちづくり交流事業特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

小林地域振興課施設連携まちづくり交流事業特命参事。

○地域振興課参事兼施設連携まちづくり交流事業特命参事（小林 英和君） 地域振興課、小林でございます。それでは、第31号議案について説明を申し上げます。

本施設は、平成28年4月から条例を制定いたしまして指定管理施設として東柏尾区と指定管理契約を締結し、管理運営を円滑に行っていたいておりますが、本年3月31日で契約が満了となることから、引き続き東柏尾区と指定管理者の指定をいたしたいわけでございます。

選定につきましては、桜華園は、開園当初、平成8年から地元、東柏尾区、当時は桜

華園管理組合へ維持管理業務を委託し、桜の育成にも尽力され、円滑な運営をされております。また、開園が3月20日から5月ゴールデンウィークまでの2カ月余り、それ以外の期間につきましては、ボランティアの参加も求め、樹木等の管理が主なもので、施設の性格、規模、機能等からも地域等の活力を活用した地域密着型の施設であること、また、観光施設保全活用整備計画でも先ほど申し上げました内容により、公募型ではなく特命型指定管理が適切とされております。以上のことから、かみかわ桜の山桜華園の指定管理者を東柏尾区に指定するものでございます。

なお、他の施設と満了日を合わせ、3年間とさせていただきます。

添付資料として、基本協定書を添付いたしております。この後、議決をいただいた後、基本協定等を締結していく予定でございます。

以上、かみかわ桜の山桜華園の指定管理者の指定についての説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承を願います。

日程第23 第32号議案

○議長（安部 重助君） 日程第23、第32号議案、センター長谷証明窓口業務の委託契約の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第32号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、センター長谷証明窓口業務の委託契約の件でございます。本件は、地方公共団体の公共サービス業務について、民間事業者と委託契約締結する場合、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第34条第3項の規定により、あらかじめ議会の議決を経ることとされていることを受け、提案するものでございます。

今回、センター長谷証明窓口業務について、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づき、官民競争入札を実施しましたところ、民間事業者の参加は、株式会社長谷1者のみでございました。そして去る2月7日に神河町官民競争入札等監理委員会において総合評価を実施していただいた結果、株式会社長谷が落札者となりましたので、その契約に関して提案するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。それでは、詳細について御説明を申し上げます。

センター長谷証明窓口業務の委託契約についての御説明でございます。

センター長谷証明窓口業務につきましては、平成22年10月1日から2年半、平成25年4月1日から3年間、平成28年4月1日から3年間、トータル8年と半年の間、株式会社長谷に委託をいたしておりますが、本年3月31日で契約が満了するため、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づき、官民競争入札により業者選定させていただきました。

具体的な取り組み経過といたしましては、官民競争入札及び民間競争入札について、その透明性、中立性及び公平性を確保することを目的とした神河町官民競争入札等監理委員会設置条例に基づき、公共サービスに関し、すぐれた識見を有する者等10名ということで、行革委員、区長会、商工会、建設業協会、女性委員、金融機関、そして町職員の10名で構成をする委員会を設置をいたしまして、去る12月25日に第1回監理委員会を開催し、入札実施要綱等について御審議をいただき、決定をしていただきました。

その要綱等に基づき、1月16日にセンター長谷において入札に関する説明会を開催し、1月25日までに必要書類を受け付けをいたしました。参加は、神河町役場住民生活課と株式会社長谷の2者でございます。そして2月7日の第2回監理委員会において、価格と業務を評価する総合評価により落札業者を選定していただきました。総合評価の方式は、価格に対する評点と業務に対する評点の合計点とし、行政、いわゆる官のほうですが、合計で350点、民間である株式会社長谷につきましては合計494点で、株式会社長谷を落札業者として選定をされました。

なお、これまで委託をしておりました8年と半年の間、特に問題もなく適正に取り組んでいただいておりますことを御報告し、詳細説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承を願います。

日程第24 第33号議案

○議長（安部 重助君） 日程第24、第33号議案、平成30年度神河町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第33号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成30年度神河町一般会計補正予算（第5号）でございまして、補正予

算（第4号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の主な要因は、繰り越し事業として15事業を繰り越す予定としております。

各事業の事業費確定見込みによる地方債の補正、決算見込みによる町税の減額、ふるさとづくり応援寄附金の減額、諸収入では、地球温暖化対策推進事業に係る補助金の減額、一般管理費では、ふるさと納税に係る返礼品、委託料等の減額、企画費では、企業誘致事業における貸し工場整備事業費の増額、選挙費では、兵庫県議会議員選挙事務費の増額、身体障害者福祉費では、自立支援給付費の補正、保健衛生総務費では、公立神崎総合病院への補助金の増額、清掃費では、コンポスト購入補助金の減額、中播北部行政事務組合負担金及び中播衛生施設事務組合負担金の減額、農業振興費及び林業振興費の各事業の決算見込みでの補正、地籍調査費では、国の第2次補正を含む事業費確定見込みに伴う補正、商工振興費では、国の第2次補正によるプレミアム付商品券事業に係る事務費の増額、道路橋梁費では、事業費の確定見込みでの補正、消防費では、消防団員退職報償金、消防施設整備事業費等の減額、小学校費では、小学校施設整備事業の工事費等の確定見込みによる減額、公民館費では、中央公民館施設改善工事費等の確定見込みによる減額、災害復旧費では、翌年度への繰り越しを含めた事業費の確定による減額、主なものは以上でございますが、各事業について決算見込みによりそれぞれ増減をいたしております。そして今回の補正における財源調整として、財政調整基金繰入金を増額するものでございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億8,367万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ103億3,914万5,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課財政特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

児島総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。それでは、第33号議案の詳細説明をいたします。

まず、6ページ、第2表、繰越明許費をお開きください。2款総務費、1項総務管理費、会計年度任用職員制度例規整備事業26万円でございます。これにつきましては、9月定例会で補正をし進めておりますが、新たな雇用契約を条例化するに当たり、県下の状況、そして近隣町の状況等を調査しつつ制定する必要があるということでございますが、その県下の状況等が予定どおり進んでいないという状況にあることから、この部分において少し年度内執行ができないという部分について、委託料として26万円を繰り越して31年度で実施をするものでございます。

続いて、企業誘致事業、貸し工場整備について1億1,950万5,000円でございます。

す。これにつきましては、敷地造成の設計等に時間を要したということから、年度内執行が困難となった工事費1億1,950万5,000円を繰り越して31年度で実施をいたすものでございます。

続いて、5款農林水産業費、1項農業費、地籍調査事業費、地籍調査事業2,332万2,000円でございます。これにつきましては、国の当初配分並びに国の第2次補正において、平成31年度実施予定をいたしておりました調査の部分が追加配分ということの中で、年度内執行ができなかった委託料等事業費について2,332万2,000円を繰り越して31年度で実施をいたすものでございます。続いて、2項林業費、林地崩壊防止事業836万2,000円でございます。これにつきましては、9月定例会で補正をし進めておりましたが、県の災害復旧工事を含め業者につきましても複数の現場を持っているという中で、なかなか年度内執行ができなかったということの中から、できなかった工事費を含め事業費836万2,000円を繰り越して31年度で実施をいたすものでございます。

続きまして、6款商工費、1項商工費、プレミアム付商品券事業103万4,000円でございます。これにつきましては、国の第2次補正によりまして、本年10月から消費税引き上げに伴う地方の消費喚起のためのプレミアムつき商品券の事業でございまして、その平成30年度分の事務費について配分があったことから、今回補正をいたしまして繰り越しをしていくというものでございます。続いて、大河内高原整備事業、峰山高原スキー場環境整備474万4,000円でございます。これにつきましては、湧き水対策工事等について、本年のスキー場オープンまでの完成予定で入札をいたしました但不調となったことにより、年度内執行が困難となりました工事費474万4,000円を繰り越して31年度で実施をいたすものでございます。

続きまして、7款土木費、2項道路橋梁費、道路橋梁維持改良事業、道路橋梁補修2,700万円でございます。これにつきましては、2路線でございます。1つは、中村山田線、もう一つは、病院東線、これらにつきましては水道管入れかえや、ほかの工事との調整等々に時間を要したことにより、年度内執行が困難となった工事費2,700万円を繰り越して31年度で実施をいたすものでございます。

続いて、道整備交付金事業の町道神崎・市川線、そして神崎・市川支線、そして町単独町道改良事業の町道作畑・新田線、そして社会資本整備総合交付金の橋梁長寿命化修繕工事につきましての4つの事業につきましては、平成30年7月豪雨による災害復旧事務を優先をさせたため年度内執行が困難となった事業費を、それぞれ繰り越して31年度で実施をいたすものでございます。まず、町道神崎・市川線については1,915万円、町道神崎・市川支線1,765万円、町道作畑・新田線2,181万8,000円、橋梁長寿命化修繕工事、これは4橋でございまして1,930万円でございます。

続いて、13款災害復旧費でございます。これにつきましても、4つの事業についてそれぞれ9月定例会で補正をし進めておりましたが、県の災害復旧工事を含め業者も複

数の現場を持っているという中から、なかなか年度内執行ができなかった部分を繰り越しをいたすものでございます。まず、農地災害復旧事業440万円でございます。田2カ所、畑2カ所、農業施設災害復旧事業1,680万円でございます。水路が1カ所、頭首工が3カ所でございます。林業施設災害復旧事業450万円、これにつきましては林道4カ所でございます。公共土木施設災害復旧事業4,400万円でございます。町道が7カ所、河川9カ所でございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。第3表、地方債、1、地方債の変更でございます。事業費の確定見込みに伴う補正をそれぞれ計上いたしております。

まず、2、コミュニティバス購入事業、これにつきましては、ノンステップバスの購入事業でございます。410万円減額の限度額を1,330万円にするものでございます。これは過疎債でございます。

4、貸工場整備事業2,000万円増額の1億6,000万円にするものでございます。これも過疎債でございます。

7、過疎地域自立促進特別事業、これにつきましてはソフト事業でございます。1,700万円減額の限度額を5,140万円にするものでございまして、国からの配分の決定により減額をいたすものでございます。

10、農業施設整備事業、これにつきましては、神崎フードの空調、照明の改善の設計に係るものでございまして、20万円減額の限度額を40万円にするものでございます。これも過疎債でございます。

11、広域基幹林道開設事業、これにつきましては、千ヶ峰・三国岳線の県への負担金に係るものでございまして、940万円減額の680万円でございます。これにつきましては公共事業債等でございます。

12、観光施設整備事業2,290万円減額の6,150万円に限度額をするものです。これにつきましては、スキー場の部分が1,190万円の減額、そしてヨーデルの森、グリーンエコーの観光施設の改修に係るものが1,100万円の減額でございます。これも両方とも過疎債でございます。

13、急傾斜地崩壊対策事業、これにつきましては、岩屋、そして本村の対策事業の県への負担金に係るものでございまして、130万円減額の限度額を990万円にするものでございます。

14、道路整備事業3,160万円を減額し、限度額を1億8,570万円にするものでございます。これにつきましては、神崎・市川線が1,220万円の減額、水走り中河原線が200万円の減額、神崎・市川の支線が1,460万円の減額、町道単独改良事業の分が280万円減額でございます。

15、橋梁整備事業、これにつきましては、橋梁の長寿命化に係るものでございまして、5,560万円を減額し、限度額を1,910万円にするものでございます。これにつきましては過疎債でございます。

17、消防施設整備事業690万円減額の3,870万円でございます。これにつきましては、消防自動車、そして防火水槽に係るものでございます。

18、社会教育施設整備事業、これにつきましては、中央公民館の空調、照明の改善工事に係るものでございまして、1,290万円減額の6,790万円にするものでございます。これにつきましては過疎債でございます。

続いて、8ページをお願いいたします。19、学校給食センター施設整備事業、これにつきましては、給食センターの蒸気ボイラー、そして配管工事に係るものでございまして、530万円減額の限度額を1,350万円にするものでございます。過疎債でございます。

20、農業用施設災害復旧事業、これにつきましては、激甚災害の指定ということになりまして、補助率がかさ上げされたことにより起債が減額になっております。670万円減額の限度額をゼロにするものでございます。

21、農地災害復旧事業、これにつきましても先ほどと同様で、激甚災害指定により減額するもので、90万円減額の限度額をゼロにするものでございます。

22、林業施設災害復旧事業、これにつきましては、林道の単独分に係るものでございまして、80万円減額の240万円にするものでございます。

23、公共土木施設災害復旧事業、これにつきましては、3,840万円減額の限度額を7,080万円にするものでございます。そのうち、河川につきましては2,480万円の減額、町道に係るものが1,360万円の減額でございます。

続きまして、24、Jアラート受信機整備事業、これにつきましては50万円減額の380万円にするものでございます。

26、河川整備事業債、これにつきましては、公共土木施設災害復旧事業債の単独災害としてそれぞれ河川崩壊等について申請をいたしたわけですが、単独災害の基準に満たないという判断の中で災害復旧事業債には該当しないということの中から、今回は財源確保というところで、一般事業債の河川整備事業債というところの財源に振りかえたというところの中で2,030万円増額いたすものでございます。これらによりまして、1億7,420万円を減額して限度額を21億5,970万6,000円とするものでございます。

続きまして、事項別明細書で説明をさせていただきますので、11ページ、歳入をお願いいたします。2、歳入、1款町税、2項固定資産税2,960万5,000円の減額でございます。これにつきましては、決算見込みにより減額をいたすものでございまして、土地、家屋、償却についてそれぞれ減額をいたすものでございます。

10款地方交付税410万5,000円の増額でございます。これにつきましては、普通交付税でございまして、国の第2次補正によりまして調整額の追加交付ということで財源措置をされました。これによりまして普通交付税の総額が25億5,155万9,000円でございます。

1 2 款分担金及び負担金、1 項分担金、それぞれ事業費の確定により増減をいたすものでございます。

1 3 款使用料及び手数料、1 項使用料、4 目教育使用料 2 5 8 万 8, 0 0 0 円の減額、これにつきましては地域交流センターの使用料でございまして、宿泊の伴う短期事業の中止に伴うところの決算見込みにより減額をいたすものでございます。

1 4 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金、3 節心身障害者福祉費負担金 1, 0 1 5 万 8, 0 0 0 円の減額、これにつきましては、障害者自立支援給付金等の負担金でございまして、給付実績の見込みにより減額をいたすものでございます。5 節介護保険低所得者保険料軽減負担金 1 万 9, 0 0 0 円の増額、これにつきましては額の確定により増額をいたすものでございます。3 目災害復旧費国庫負担金 2, 9 6 8 万 2, 0 0 0 円の減額でございます。これにつきましては公共土木施設災害復旧費負担金でございまして、町道に係るものが 2, 5 3 4 万 6, 0 0 0 円の減額、河川に係るものが 4 3 3 万 6, 0 0 0 円の減額でございます。

続いて、1 2 ページをお願いいたします。2 項国庫補助金、4 目土木費国庫補助金、1 節道路橋梁費補助金 8, 1 9 5 万 7, 0 0 0 円の減額でございます。まず、道整備事業交付金 2, 9 2 3 万 7, 0 0 0 円の減額でございます。

内訳を申し上げます。神崎・市川線 1, 3 4 9 万 4, 0 0 0 円の減額、そして神崎・市川の支線、これも同じ金額で 1, 3 4 9 万 4, 0 0 0 円の減額、水走り中河原線 2 2 4 万 9, 0 0 0 円の減額でございます。社会資本整備総合交付金 5, 2 7 2 万円の減額、これにつきましては橋梁長寿命化に係るものでございます。

続きまして、2 節住宅費補助金でございます。まず、社会資本整備総合交付金の定住促進に係る 1 8 0 万円の減額につきましては、若者住宅取得支援事業に係るものでございます。続いて、空き家再生に係る 2 1 万 6, 0 0 0 円の増額につきましては、このたび空き家実態調査の調査委託をしております。その委託に係る補助交付金の増額でございます。

続きまして、6 目商工費国庫補助金 1 0 3 万 4, 0 0 0 円の増額でございます。先ほど申しましたプレミアムつき商品券の事務費の補助金でございます。

3 項国庫委託金、1 目総務費国庫委託金 1, 6 2 0 万円の減額でございます。これにつきましては、P F I 先導的開発事業委託金というところで当初国に申請していきながら進めていこうという計画をしておりましたが、平成 2 9 年度の調査の結果、民間主導での P F I 事業が不可能という結果になり、庁舎内で改めて見直すということにしたため、この事業には申請をしなかったということから減額をいたすものでございます。

1 5 款県支出金、1 項県負担金につきましては、先ほど 1 1 ページの国庫負担金で説明したとおり、同様の理由でございます。

2 項県補助金、1 目総務費県補助金 3 2 6 万 5, 0 0 0 円の減額でございます。まず、バス対策費ということで、県単の補助路線の補助金が従来ございましたけども、平成 3

0年度から、その下段にあります市町振興支援交付金に含めるというようなことの中から今回は48万5,000円を減額をいたして、その下の市町振興支援交付金278万円の減額になってはおりますが、その中で48万5,000円を増額をし、そして従来のコミバス運営に係る交付金が326万5,000円減額という中で278万円の減額ということで、これにつきましては一般財源化扱いをするということになってございます。

4目農林業費県補助金1,758万9,000円、そして次のページの6目土木費県補助金255万円、そして9目災害復旧費県補助金1,655万3,000円につきましては、それぞれの事業での事業実績見込みによりまして、それぞれ補正をいたすものでございます。

続きまして、3項県委託金、1目総務費県委託金34万9,000円を増額でございます。これにつきましては、兵庫県議会議員選挙費委託金ということで県からの追加交付がございましたもので、それに対応するものでございます。4目農林業費県委託金482万2,000円の減額でございます。これにつきましては、地籍調査事業委託金ということで、事業費の確定によるところの減額でございます。

続きまして、17款寄附金3,000万円の減額でございます。これにつきましては、神河ふるさとづくり応援寄附金ということで当初5,000万円を目標にいたしておりましたが、伸び悩んでおまして、最終的には見込みとして2,000万円程度という見込みの中で、今回減額をいたすものでございます。

18款繰入金、2項基金繰入金、6目財政調整基金繰入金9,455万6,000円を増額でございます。これにつきましては、今回の補正の財源調整による増額でございます。この繰り入れによりまして、平成30年度末の見込みを11億1,404万9,000円の見込みとしております。続きまして、7目まちづくり基金繰入金130万円の減額でございます。これにつきましては、地域防災計画の更新業務委託料、これに充当をいたしておまして、その委託料が今回の補正で130万円減額をいたすことから、同じ金額を減額をいたすものでございます。

20款諸収入、5項雑入3,488万5,000円の減額でございます。これにつきましても、それぞれの実績見込みによりそれぞれ増減をいたすものでございます。

その中で、14ページを見てください。14ページ、8節雑入の下から3つ目です。若者世帯住宅取得支援事業過年度分返還金、そしてリフォーム支援事業補助金過年度分返還金ということで、それぞれ80万円と6万4,000円を返還をいただくということになってございます。これにつきましては、平成29年度にそれぞれ該当者に交付をしたものでございますが、要綱の中で5年以上住んでいただくということが条件でございましたが、この方につきましては5年以内での町外転居ということになりましたものですから、返還をいただくと。この2分の1については、改めて国へまた返還をするということになってございます。続いて、シカ捕獲拡大事業負担金過年度分返還金ということで46万9,000円でございます。これにつきましても、平成29年度の県への過払

い分につきまして返還を求めるものでございます。

2 1 款町債、これにつきましては、先ほど第 3 表、地方債補正で説明をしたとおりでございます。

続いて、1 6 ページ、歳出をお願いいたします。3、歳出、2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 1, 4 7 4 万円の減額でございます。これにつきましては、ふるさとづくり応援寄附金の減額に伴うところのそれぞれの記念品、そして宅配便代、そしてふるさと納税の一括代行の委託料それぞれの減額でございます。

4 目財産管理費 3, 0 0 0 万円の減額でございます。これにつきましても、神河ふるさとづくり応援寄附金の積み立てでございまして、ふるさとづくり応援寄附金の減額に伴うところの減額でございます。

5 目交通対策費 5 6 5 万 7, 0 0 0 円の減額でございます。これにつきましても、実績見込みによりましてコミュニティバスの運行の委託料、そして車両購入ということで、ノンステップバスの購入に係る部分の減額でございます。

6 目企画費でございます。1 5 節工事請負費 2, 4 8 4 万円の増額でございます。これにつきましては、貸し工場施設造成工事請負費でございまして、これにつきまして、詳細設計のもと、少し事業費が上がったところの中で増額をいたすものでございます。内訳を申します。進入道路に係るものが 4 8 4 万円の増額、造成に係るものが 2, 0 0 0 万円の増額でございます。

続いて、8 目諸費、2 3 節償還金利子及び割引料ということで 6 4 万 1, 0 0 0 円の減額でございます。まず、中山間地域等直接支払交付金県費返還金ということで、本年度で県と調整をしながら返還をいたす協議をいたしました。3 1 年度での返還ということの協議が調ったことによりまして、3 0 年度では減額をいたすということでございます。過年度分社会資本整備総合交付金返還金住宅促進分、これにつきましては、先ほど住宅取得、そしてリフォームに係る分の国への返還でございます。

2 項徴税费、1 目税務総務費 1 5 9 万 1, 0 0 0 円の減額でございます。これにつきましても、確定申告に伴う臨時雇用賃金、そして土地総合評価の評価がえに伴うそれぞれの委託料につきまして、実績見込みにより減額をいたすものでございます。

4 項選挙費、2 目県議会議員選挙費で、県からの追加交付により増額をいたすものでございます。

続いて、1 7 ページをお願いいたします。4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費 2 億円の増額でございます。これにつきましては、公立神崎総合病院事業会計への補助金でございます。3 条予算、収益的収支に係るものでございまして、入院、外来等の減少により収益が大幅に減少する見込みとなることから、病院の運営に支障を来さないよう、また、不良債務にならないよう追加補助をいたすものでございます。これによりまして、3 条予算への補助金総額につきましては 6 億 1 万 5, 0 0 0 円でございます。

続きまして、2項環境衛生費、そして3項清掃費、そして5款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費のそれぞれの部分で、中播北部行政事務組合、そして中播衛生施設事務組合、中播農業共済事務組合それぞれの組合の決算見込みによりまして、それぞれ負担金を減額をいたしております。

続いて、18ページをお願いいたします。19節負担金、補助及び交付金1,125万5,000円の減額でございます。これにつきましても、それぞれ農業振興事業費の実績見込みにより減額をいたしております。その中で、一番上、野猿捕獲特別奨励補助金60万円の増額でございます。これにつきましては、当初40頭を計上しておりましたが、最終的に70頭ということで、30頭分の増額でございます。

続きまして、6目地籍調査費1,028万円の増額でございます。これにつきましては、歳入のところでも申し上げました当初予算の配分、そして国の第2次補正による追加配分によりまして事業費の増額でございます。

続きまして、2項林業費、1目林業総務費1,100万円の減額でございます。これにつきましては、広域基幹林道千ヶ峰・三国岳線の県への工事負担金の減額でございます。少し内訳を申し上げますと、当初配分が1,600万円の減額、そして国の第2次補正によりまして500万円の増額、それを差し引きして1,100万円の減額ということになってございます。

続いて、19ページをお願いいたします。2目林業振興費2,769万9,000円の減額でございます。これにつきましても、林業振興事業それぞれの実績見込みの中でそれぞれ減額をいたすものでございます。

続きまして、6款商工費、1項商工費、1目商工振興費103万4,000円の増額でございます。これにつきましては、プレミアムつき商品券の事務に係るプレミアム商品券の印刷製本費について繰り越しをして実施をするものでございます。

2目観光振興費1,419万円の減額でございます。これにつきましても、それぞれの実績見込みにより減額をいたすものでございます。

続いて、20ページをお願いいたします。3目大河内高原整備費510万円の減額でございます。これにつきましても、それぞれの実績により減額をいたすものでございます。

7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費140万円の減額でございます。これにつきましては、急傾斜地崩壊対策事業の県の負担金に係る部分でございます。内訳を申し上げます。岩屋に係る部分の負担金が150万円の減額、そして新たに鍛冶区に係るものが10万円の増額でございます。

続きまして、2項道路橋梁費、2目道路橋梁新設改良費でございます。まず、委託料1,550万円の減額でございます。これにつきましては、測量等委託料ということで、橋梁長寿命化に係るものの委託料の減額でございます。

続いて、15節工事請負費1億4,324万円の減額でございます。まず、町道新設改

良工事請負費6,200万円の減額、これの内訳を申し上げます。道整備交付金事業の神崎・市川線2,865万円の減額、神崎・市川支線2,895万円の減額、水走り中河原線440万円の減額でございます。町道改良工事請負費374万円につきましては町単独分の工事でございます、5路線分でございます。続いて、橋梁修繕工事請負費7,750万円につきましては長寿命化に係る部分でございます。

続いて、21ページをお開きください。少し飛びますが、8款消防費、1項消防費につきましても、それぞれの事業の実績見込みにより減額をいたしております。その中で、3目消防施設費686万8,000円の減額でございます。これにつきましては、まず工事請負費386万5,000円、防火水槽設置工事費でございます。これにつきましては2カ所に係る部分でございます。18節備品購入費300万3,000円の減額、これにつきましては、消防車両ということで、高朝田、南小田の2台に係る部分の減額でございます。

続きまして、9款教育費、2項小学校費、1目小学校管理費、まず、13節委託料877万円の減額、それと、15節工事請負費の中の学校施設整備工事請負費7,092万2,000円の減額、この2つにつきましては、越知谷小学校、長谷小学校の空調整備に係るそれぞれ委託料、工事費でございます、実績により減額をいたすものでございます。学校施設整備工事請負費101万円の減額、これにつきましては、寺前小学校ジャングリズム設置に係るものでございまして、このたび姫路十字会の寄附で設置を完了ができたという中で減額をいたすものでございます。

続いて、22ページをお願いします。5項社会教育費、1目社会教育総務費71万3,000円の減額でございます。これにつきましては、11節需用費、印刷製本費でございます、この内容につきましては、歴史文化基本構想の中の歴史文化保存活用計画の中の関連遺跡群の調査に基づきまして報告書を本年度、30年度で作成する予定をしておりましたが、それを作成するに当たり、さらに詳細な調査が必要になったということの中で、平成31年度で改めて報告書を作成するというこの中で、平成30年度の費用について減額をするというものでございます。

続きまして、2目公民館費3,046万1,000円の減額でございます。これにつきましては、中央公民館の空調、照明設備の更新に係る事業費の減額でございます。

続きまして、3目社会教育施設運営費468万3,000円の減額でございます。これにつきましては、山村留学に係るものでございまして、宿泊短期を伴う事業の中止、そしてそれぞれの交流センター事業の実績見込みによりまして減額をいたすものでございます。

6項保健体育費、3目学校給食費413万円の減額でございます。これにつきましては、学校給食センターの蒸気ボイラー配管工事に係るものでございまして、実績により減額をいたすものでございます。

13款災害復旧費につきましては、それぞれ県による査定、そして事業費の確定によ

りまして減額をいたすものでございます。

そして24ページから26ページにつきましては、給与費の明細書を添付しております。そして最後の27ページには、地方債補正の内容を添付をいたしております。

以上で詳細説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承を願います。

ここで暫時休憩をいたします。再開を14時45分といたします。

午後2時26分休憩

午後2時45分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

ここで、第33号議案、平成30年度神河町一般会計補正予算について先ほど説明がございましたが、そこで一部訂正があるとの申し出がございますので、ここで許可いたします。

児島総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。補正予算書の6ページをお開きください。第2表、繰越明許費でございます。そのうち13款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、農地災害復旧事業の中で、田2カ所、畑2カ所と申しましたが、畑は1カ所でございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 以上、訂正を了承願います。

それでは、日程に戻ります。

日程第25 第34号議案

○議長（安部 重助君） 日程第25、第34号議案、平成30年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第34号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成30年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）でございまして、補正予算（第3号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、歳入におきまして、保険税総額で710万9,000円の増額、医療費減額に伴う県支出金1億5,489万6,000円の減額が主なものでございます。

歳出におきましては、医療費の減額により保険給付費1億5,306万円の減額、保健事業費399万9,000円の減額、財政調整基金積立金948万9,000円の増額が主

なものでございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億4,698万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億6,521万7,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑につきましては、第3日目以降に行いますので、御了承を願います。

日程第26 第35号議案

○議長（安部 重助君） 日程第26、第35号議案、平成30年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第35号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成30年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）でございまして、補正予算（第3号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、歳入におきまして、被保険者となる前日に被用者保険の扶養者であった方の特例の軽減措置が7割軽減から5割軽減に見直しになったことによる保険料の増額で、保険料総額で302万4,000円の増額、歳出では、歳入での保険料増額分を広域連合へ納入することから、後期高齢者医療広域連合納付金の現年度分保険料等負担金に計上し、増額いたしております。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ302万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,021万4,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承を願います。

日程第27 第36号議案

○議長（安部 重助君） 日程第27、第36号議案、平成30年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第36号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

す。

本議案は、平成30年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）でございまして、補正予算（第3号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、歳入におきまして、介護サービス給付費等諸費及び地域支援事業費の減額に伴う国、県等の負担金及び補助金並びに交付金の減額、介護サービス給付費減に伴う他会計繰入金の減額、国、県等の負担金及び補助金並びに交付金の減額に伴う基金繰入金の増額が主なものでございます。

歳出におきましては、決算見込みによる介護サービス給付費等諸費及び地域支援事業費の減額等が主なものでございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,415万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億4,692万1,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承を願います。

日程第28 第37号議案

○議長（安部 重助君） 日程第28、第37号議案、平成30年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第37号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成30年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第2号）でございまして、補正予算（第1号）以降、補正要因の生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、歳入におきまして、使用料及び手数料が5,508万円の増額で、建設残土砂等搬入量が当初見込みの6,000トンから年度末見込みで4万トンと見込まれたためでございます。

歳出におきましては、委託料641万8,000円の増額で、搬入量の増及び冬季搬入に伴う道路洗浄作業等の追加による管理業務の増のためでございます。また、使用料及び賃借料は73万4,000円の増額で、搬入量増に伴う住石山陽採石株式会社の橋梁使用料の増でございます。基金積立金は4,784万8,000円の増額で、搬入量による増のうち余剰金額を積み立てるものでございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,508万円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,253万8,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承を願います。

日程第29 第38号議案

○議長（安部 重助君） 日程第29、第38号議案、平成30年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第38号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成30年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第2号）でございまして、補正予算（第1号）以降、補正要因の生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、地区から申請のありました集落運営諸経費助成金を増額するもので、歳入では基金繰入金、歳出では負担金、補助及び交付金をそれぞれ4万8,000円増額いたします。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ536万3,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承を願います。

日程第30 第39号議案

○議長（安部 重助君） 日程第30、第39号議案、平成30年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第39号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成30年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第3号）でございまして、補正予算（第2号）以降、補正要因の生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、一般会計からの繰入金、他会計負担金につきまして、補正予算（第2

号)において1億4,000万円を追加し、4億円といたしております。

本年度につきましては、入院、外来とも患者数が減っていることで医業収益が減となり、平成30年12月末における収支状況及び今後の収支見込みを立てる中で、赤字が出る見込みとなります。そこで、今回2億円を増額し、3条予算におけます繰入金を6億円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(安部 重助君) 提案説明が終わりました。

なお、質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承を願います。

日程第31 第40号議案から第52号議案

○議長(安部 重助君) 日程第31、第40号議案から第52号議案、平成31年度各会計予算を一括議題といたします。

町長の所信表明並びに第40号議案、平成31年度一般会計予算について提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長(山名 宗悟君) それでは、平成31年度の予算並びに諸議案の御審議にあわせて、平成最後、そして新元号に引き継がれるこの記念すべき節目に当たり、町政に対する所信の一端をここに述べ、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

私は、平成21年11月に町長に就任させていただいて以来9年3カ月間にわたり、町民の皆様を初め、職員、議員の皆様、そして各方面の皆様の御理解、御協力のもと、さまざまな町政課題、特に2期目からは最重要課題として人口減少対策に力を注いでまいりました。今後も、これまで以上にチーム神河として誠心誠意努力を積み重ね、3期目の基本政策であります、1つ、安心して暮らせるまちづくり、2つ、みんなが活躍できるまちづくり、3つ、未来に希望が持てるまちづくり、4つ、越知川名水、銀の馬車道、高原の3つのエリアを中心とした重要事業の推進に全力を尽くしてまいりたいと考えておりますので、引き続き皆様方の御指導、御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

まず、国の動向でございます。

平成30年度の我が国の経済は、緩やかな回復が続いております。政府は、一連の自然災害の復旧・復興を全力で進めるため、平成30年度第1次補正予算、そして防災・減災、国土強靱の緊急対策として追加的な財政需要に適切に対処するため、第2次補正予算を編成し、迅速かつ着実に実施しています。今後についても、雇用・所得環境の改善が続く中、各種政策の効果もあって景気は緩やかに回復していくことが見込まれております。

そのような経済情勢の中、取りまとめられた平成31年度の国の予算案は、通常の予

算分 99 兆円に加え、10 月の消費税増税に備えた臨時、特別の措置が 2 兆円計上されたため、対前年度比 3.8% 増の 101 兆 4,564 億円と初めて 100 兆円を突破しております。予算案と同時に決まった地方財政対策の計画額は、対前年度比 2.7% 増の 89 兆 2,500 億円であり、その安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額は、実質水準を確保するとしている骨太の方針をもとに、10 月から始まる幼児教育の無償化に係る財源が措置されたことなどにより、対前年度比 1.0% 増の 62 兆 7,072 億円と 10 年連続の増加となっております。そのうち地方交付税の総額は、対前年度比 1.1% 増の 16 兆 1,809 億円が確保されました。

去る 1 月 29 日の安倍内閣の施政方針演説において、急速に進む少子高齢化、激動する国際情勢等に立ち向かうべく、全世代型社会保障への転換、成長戦略、地方創生、戦後日本外交の総決算が示され、また、次の時代への道しるべでもある憲法については、大きな歴史の転換期にあって、国会の憲法審査会の場で議論を深め、この国の未来をしっかりと示していくとの決意を表明されました。今後も、大いにその実行力、リーダーシップに期待するところであります。

次に、神河町の財政状況でございます。

平成 29 年度決算における神河町の財政状況では、財政の健全性を示す健全化判断比率のうち実質公債費比率については、平成 26 年度に 18% 未満となって以降、初めて上昇に転じ、0.3 ポイント増の 16.0% となっております。財政構造の弾力性を示す経常収支比率においても、93.3% と前年度より 0.9 ポイントも上昇しました。両比率とも依然として類似団体より高い水準で推移し、一般財源が減少していく中で、経常収支比率については年々上昇幅が大きくなってきております。

さらに、一般会計の財政調整基金の残高も 16 億 4,551 万 7,000 円と前年度比で 2 億 4,730 万 3,000 円減少していることから、短期的な財政推移を見ると、財政が逼迫している現状と言わざるを得ません。さらに、今後を見通しましても、国勢調査による人口がますます減少していくことなどにより、町税、普通交付税を初めとした一般財源収入が確実に減少していくことから、今後の長期的な財政推計においても厳しい財政状況になっていくものと大変危惧をしているところであります。

しかしながら、少子高齢化により人口が減少し続けている中、厳しさを増す財政状況にあっても多様化、高度化する住民ニーズに対応し、持続可能な安全で安心して暮らし続けられる神河町をつくっていかねばなりません。そのためには、行財政が健全であり、安定した自治体経営基盤を確立することが最も重要であると考えます。「第 2 次神河町行財政改革大綱」、「公共施設等総合管理計画」に基づく実施計画として、各課において設定した取り組み項目をそれぞれ粛々と実行することで財政負担の軽減と平準化の実現を図るとともに、行政全般における各種事務事業のこれまでの総括と、それに基づくこれからの選択と集中による簡素化、効率化を図りながら、予算の重点化を行っていくことはもちろんのこと、予算総額を縮減し、1 万人強の神河町の身の丈に合った

行財政運営を維持していくことが必要と認識しております。

次に、町政運営の基本方針を述べさせていただきます。

平成31年度の町政運営につきましては、「交流から定住へ」をキャッチフレーズに、新たに策定をいたしました第2次神河町長期総合計画（案）の基本構想及び前期基本計画の内容を踏まえ、また、「地域創生総合戦略」、「辺地に係る総合整備事業」、「過疎地域自立促進計画」に基づく各種事業のさらなる進展を最優先に主要施策と一体的に展開することを基本とし、3期目の基本政策である、1つ、安心して暮らせるまちづくり、2つ、みんなが活躍できるまちづくり、3つ、未来に希望が持てるまちづくり、4つ、越知川名水・銀の馬車道・高原の3つのエリアを中心とした重要事業の推進に全体で取り組んでまいります。

また、次年度の予算編成に向け、平成31年度で地域創生総合戦略の計画期間が終了することから、その効果を十分に総括しながら、各施策の継続・拡大・縮小・廃止の見直しを徹底して行うとともに、事業の選択及び重点化については、全職員が財政悪化の危機感を共有する中で検討・協議を進めてまいります。

町長就任以来、私が基本としております町民の皆様一人一人との対話や集落懇談会を通しての行政情報の発信、意見交換などを大切に町政の推進を図ることで、町民の皆様に常に町政に関心を持っていただくとともに、自分たちこそがまちづくりの担い手であるという意識を持っていただけるよう努めてまいります。

そして第2次神河町長期総合計画（案）でも、引き続き、まちの将来像として掲げられた「ハートがふれあう住民自治のまち」の実現に向けて、「ハートが安らぐまちづくり」、「ハートが賑わうまちづくり」、「ハートが繋がるまちづくり」を基本とし、町民の皆様とともに「大好き！私たちの町 かみかわ」をしっかりと共有し、町民協働の町政運営に取り組んでまいります。

次に、平成31年度の予算編成について基本的な考え方を申し上げます。

平成31年度の一般会計当初予算の総額は、対前年度比10億1,100万円、10.1%減の89億8,000万円の予算案を編成いたしました。歳出につきましては、本年10月からの消費税増税への対応、そして引き続き、これまで人口減少対策として神河町独自で創設して実施してきました教育・子育て・若者定住施策を中心に子育て世代への支援、加えて高齢者福祉を初め、地域経済の活性化、町民の安心・安全のためのさまざまな事業予算など、引き続き町民生活に必要な行政サービスの経費については、確実に予算を計上したところでございます。

その中でも、特に継続して実施している最重点施策、1つ、神河町地域創生事業、2つ、公立神崎総合病院北館改築事業は予算の重点配分を行っております。あわせて、辺地総合整備計画に基づき実施している辺地対策事業の予算計上、及び過疎地域自立促進計画の施策については、効率的な財源充当のもと計画的に実施可能なものを事業化し、予算に反映したところでございます。また、区からの要望事業についても引き続き予算

を計上しております。

歳入につきましては、町税、普通交付税ともに平成30年度決算見込み額を基本に見込んでおりますが、不足する一般財源については、財政調整基金の繰入金や地方債などにより財源確保を行ったところでございます。本予算の執行に当たりましては、効果的・効率的な予算執行に努めてまいります。

次に、主要施策の取り組みについてであります。

これから御審議をいただきます平成31年度当初予算案は、別冊のとおりとなっておりますが、ここでは、「最重点施策」と「第2次神河町長期総合計画（案）の6つの基本目標」に沿って、その主な概要を御説明いたします。

最重点施策についてでございます。

最重点施策の第1として、「神河町地域創生事業」でございます。

神河町の地域創生につきましては、最終年度（実行4年目）として、引き続き「神河町地域創生総合戦略」の事業一覧表、いわゆるアクションプログラムの4つの基本項目に沿って、実施事業費については、地域創生推進交付金などの国や県の補助金を最大限に活用しながら設定しましたKPI（重要業績評価指標）の目標の実現に向け全力で実施するとともに、次年度に向けて事業の選択、重点化に向け協議を進めてまいります。

続きまして、基本項目に沿って御説明いたします。

基本項目第1の「豊かな自然を活かし、安定した仕事を創造する」では、平成31年度の町内新規就業者数200人の実現に向け、引き続き企業誘致、新規創業に対する支援、農業の6次産業化や農業経営者・循環型農業の取り組みへの支援、かみかわブランドの発掘やPRなどを進めてまいります。また、「かみかわお仕事ナビ」を開設し、町商工会、ハローワークと連携しながら就労支援を行ってまいります。魅力ある観光地づくりと情報発信の一環として、観光施設に公衆無線LAN、Wi-Fiを順次設置してまいります。

基本項目第2の「地域の魅力を高め、交流から定住をとつなげる」では、平成31年度の20歳以上の人口の社会増減数ゼロ人の実現に向け、引き続きシングルマザーの移住支援、UJIターンでの移住引っ越し費用の一部助成、転入した際に必要となるCATV、上下水道の加入負担金の減免、若者世帯に対する家賃や住宅取得費用、リフォーム費用の一部助成、集落支援員や地域おこし協力隊による交流や地域での仕事づくりなどから定住促進を図る取り組みなどを進めてまいります。また、移住コーディネーターによる移住相談の充実とともに、空き家情報を初めとして、神河町での暮らしをサポートする移住支援策の情報発信に今まで以上に力を注いでまいります。

基本項目第3の「希望をもって結婚・出産・子育てできる社会を実現する」では、平成31年度の合計特殊出生率1.56、出生数80人、就業と子育ての両立できる人の割合80%の実現に向け、引き続き出会いの機会を提供する縁結び事業、安心して出産していただけるように妊婦の健康診査や不妊治療への助成、出生届の際のお祝い品の贈呈、

保育所・幼稚園の利用者負担金の軽減、高校生等までの医療費無償化、保護者の仕事と育児を支援するための学童保育と放課後子ども教室などの強化にも取り組んでまいります。

基本項目第4の「安心して過ごせる豊かな暮らしを創造する」では、平成31年度の住んでよかった、生まれてよかったと感じる住民の割合90%、生きがいを持っている高齢者の割合55%の実現に向けて、引き続き、村・地域・町を守ろう教育の推進と、中学2年生を対象とした子どもの夢を叶える事業の実施、そして高齢化社会へのきめ細かな対応に取り組んでまいります。

続きまして、最重点施策の第2として、公立神崎総合病院北館改築事業、こちらは公立神崎総合病院事業会計で予算計上しております。

地域住民の安心・安全のよりどころである公立神崎総合病院は、「地域になくてはならない病院である」という共通認識のもと、神河町の重要な地域創生事業として、現在、北館改築工事を進めており、計画のとおり第1期工事が1月末に完了し、2月から新北館での業務が開始されました。地域の中核病院として、必要な診療機能への対応、療養環境の向上、効率的な病院運営、魅力ある環境づくりを基本に、市町村合併特例事業債等を有効に活用しながら、引き続き平成31年度末の新北館の全体完成に向け、その改築事業費の予算を計上しております。

次に、第2次神河町長期総合計画についてでございます。

「3つの基本的な考え方」と「基本目標6本の柱」についてでございます。

まず、1つ目の「ハートが安らぐまちづくり」での、基本目標の第1は「郷土を愛し、次世代を担う人材を育てる」（子育て、教育、生涯学習、スポーツ、歴史、文化）でございます。

本町の出生数は、平成27年と28年の1月から12月の1年間において、それぞれ70人、71人と2年間にわたり一時増加傾向となったものの、それ以降、減少傾向に転じており、平成30年の1月から12月では57人という状況になっております。地域創生総合戦略での平成31年度の目標値80人に対し大きく下回っていることから、この間、これまでの支援策の総括によるより効果的な施策を見きわめながら、安心して子供を産み、楽しく子育てができる環境づくりに向け、町と関係者間の連携、協力のもと、引き続き総合的な対策を強力に進めてまいります。

妊娠期から子育て期にわたるまでの包括的なサポートでは、子育て世代包括支援センターでのワンストップ窓口における切れ目のない支援の充実を図ってまいります。

病児・病後児保育につきましては、公立神崎総合病院の北館改築事業にあわせ、病院と連携しながら早期実現を目指します。

健やかに子供が育つ保育所や幼稚園での幼児教育につきましては、現在、「第2期子ども・子育て支援事業計画」の策定に向けアンケートを実施しており、これをもとに幼稚園と保育所の位置づけや方向性なども含め、子ども・子育て会議での協議を経て本計

画を策定してまいります。引き続きニーズに応じた質の高い保育や教育の提供に努めるとともに、保育所の待機児童の解消等、受け入れ体制の充実を図ってまいります。

また、保育料につきましては、消費税増税に伴う増収分を財源に国が実施する幼児教育無償化の施策に対応してまいります。

学校教育につきましては、神河町総合教育会議で示された教育の方向性並びに第2期かみかわ教育創造プラン（平成28年から32年度）の基本理念である「ふるさとを愛し、心豊かで、自立した、神河の人づくり」を基本に、神河町の将来のまちづくりを担う子供が安心して快適に学べる学校施設の整備や、いじめ・不登校等への問題に対応するためのスクールソーシャルワーカー事業など、よりよい教育環境の充実に努め、誰もが行きたくなる学校づくりの推進を図るとともに、ふるさと郷土への愛着と誇りを持った心豊かな人材を育てまいります。

学校の適正規模・適正配置につきましては、小規模校である越知谷と長谷の2小学校・幼稚園の今後の統合を含めた方向性について、地域・PTA・学校・行政を交えた考える会での協議を継続してまいります。

まず、越知谷小学校・幼稚園は、地域の5区長連名で平成32年4月1日からの神崎小学校・幼稚園への統合の要望書が提出され、それに向け準備していくこととしております。次に、長谷小学校は、PTAを中心にアンケート調査などを実施しながら、協議、検討をしていくこととしております。

小学校における教科学習の推進につきましては、道徳教育、そして英語学習を充実してまいります。

地域創生事業での「村・地域・町を守ろう教育」の一環として取り組んでいる「日本一の学校づくり」につきましては、特に3年目となるプログラミング教育を先取りした「Pepper社会貢献プログラム」による児童生徒の論理的思考力や問題解決力、創造力をより一層養うための教育を進展させるほか、神河町の自然を生かした峰山高原スキー場でのスキー体験活動を予定しております。また、各学校において特色ある教育活動に積極的に取り組んでまいります。

学校給食につきましては、地産地消のもと地域の食材を活用し、定められた栄養摂取基準（カロリー）を確保するとともに、栄養バランスのとれた安全・安心な食事を提供してまいります。また、給食費は据え置くこととしており、滞納徴収については適切に対応してまいります。

神河町の将来を担う青少年の健全育成では、青少年補導委員会を中心に関係機関の連携、協力のもと行っている補導及び防犯のパトロールにつきまして、防犯パトロール車「青バト」3台を神河中学校、神崎・寺前小学校へ配備し、その活動の充実、強化を図ってまいります。

神河町の文化財を活用した地域づくりの推進につきましては、神河町歴史文化基本構想において保存活用区域のモデル地区に設定している銀の「馬車道沿線区域」、「福本

遺跡を核とした関連遺跡区域」の2区域において、歴史的景観建造物や福本遺跡の保存整備など、先行的に施策展開を図ることにより町全体への波及を目指してまいります。

生涯教育や芸術文化の振興につきましては、公民館を拠点に、神河シニアカレッジや公民館教室において要望やニーズに沿った教室を設け、引き続き学習機会を提供していくとともに、一般公演についても、町民の皆様に喜んでもらえる内容を検討していきながら開催してまいります。

社会教育・社会体育施設につきましては、各施設の運営に支障を来さないよう配慮しながら、住民の皆様に日ごろからの健康づくりの拠点として利用していただけるよう適切な維持管理に努め、さらには、各種教室やスポーツ大会の開催を通してスポーツの振興にも取り組んでまいります。また、ワールドマスターズゲームズ2021関西の開催において、本町で実施されるオリエンテーリング競技の準備をしっかりと進め、あわせて競技の普及にも努めてまいります。

公共施設の多機能トイレへの改善を計画的に進め、安心して利用できる環境を整えてまいります。

基本目標の第2は、「安心して暮らせる環境をつくる」（地域福祉、高齢者福祉・介護・障害者福祉、健康・医療）でございます。

本町においては、人口減少と少子化の影響により高齢化が進み、人口に占める65歳以上の割合が平成31年1月末時点において前年比0.5ポイント増の35.4%に達し、他市町に比べ一段と速いペースで超高齢化社会が進行しております。引き続き、何歳になっても元気で暮らせるよう、地域住民との連携、支え合いを基本とした福祉・保健・医療の充実を図りながら、健康長寿のまちづくり、そして誰もが安全・安心を感じられる地域社会の実現に向けた各種の施策を実施してまいります。

支庁舎での総合窓口サービスと保健福祉サービスにつきましては、より一層、町民の皆様に満足していただけるように充実してまいります。

高齢者の暮らしを支えるための取り組みにつきましては、介護予防教室の開催、老人クラブ活動・地域住民グループ活動への支援、人生いきいき住宅助成事業などの施策を継続して実施してまいります。また、認知症を患う方、障害のある方、妊娠されている方など、誰でも安心して気楽に立ち寄れる場として、公立神崎総合病院の北館1階の多目的スペースに「集いの場」を開設すべく準備を進めてまいります。さらに、商工会の会員による「神河ささえあいネットワーク事業」で地域支援をスタートしてまいります。

国民健康保険事業につきましては、より一層の健全な運営を図りながら、国民健康保険被保険者の健康を保持・増進するためのより効果的な保健事業に取り組んでまいります。

介護保険制度における介護予防、生活支援につきましては、引き続き総合事業の取り組みの中で、援護を必要とする方のニーズを把握しながら介護予防、生活支援サービスを提供するとともに、認知症高齢者に対する地域での見守りや相談等にしっかりと取り

組んでまいります。社会福祉協議会に委託している生活支援コーディネーター業務では、引き続き各区における地域課題の掘り起こしと、その対策を考えていくことを目的とした生活支援協議体の設立等に向けた取り組みを進めてまいります。

介護に従事する介護福祉士等の資格の取得に係る費用の一部を助成してまいります。また、外国人雇用の可能性調査も継続して行うとともに、国際交流も積極的に進めてまいります。

地域包括ケアシステムの推進につきましては、高齢者が可能な限り、住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、町と関係者間の連携、協力もと、より適切な支援、サービスを提供していくために、引き続き、在宅医療・介護連携推進協議会における3つの部会で協議、検討した具体策を段階的に実施してまいります。また、神崎郡内3町と神崎郡医師会の連携による「在宅医療・介護連携支援センター」の運營業務を郡医師会と委託契約を行い、現在、公立神崎総合病院に同センターを設置、社会福祉士1名を配置し事業を展開しております。

障害者福祉の取り組みにつきましては、平成29年度で策定しました障害者計画、第5期障害者福祉計画等に沿った事業を展開するとともに、自立支援給付や地域生活支援等の福祉サービスの提供に当たっては、個々のニーズに対応できるよう、町社会福祉協議会による拠点施設整備や民間による施設整備への支援、適切なサービスの利用を進めてまいります。

福祉医療の充実につきましては、引き続き高校生等までの医療費を無償化し、保護者の負担軽減を図ってまいります。

後期高齢者医療事業につきましては、広域連合と連携しながら適正な実施に努めてまいります。

町民の皆様の健やかな生活を支える保健・医療の取り組みにつきましては、町民みずからの自主的な健康づくりに取り組む意識の形成を図るとともに、町が実施する健康づくりポイント事業や健診への参加者の増加を図り、医療費の抑制につなげてまいります。定期的な各種健康診査、がん検診、予防接種、各区に出向いての健康教室・相談などは引き続き実施するとともに、公立神崎総合病院との連携を進めてまいります。

公立神崎総合病院につきましては、地域の医療を担う中核病院として、北館改築工事にあわせ、引き続き医療体制、特に医師確保に努めるとともに、老朽化した医療機器の更新や新しい機器を導入しながら診療機能の質的向上を図ってまいります。また、「中期経営計画」、「公立神崎総合病院病院改革プラン」に基づき、周辺病院とのネットワーク化等により、患者の皆様へのニーズに応えられる病院づくり、より質の高い医療の提供に努めるとともに、喫緊の課題である健全経営に向け、経営形態の見直しの検討・協議を進めてまいります。

基本目標の第3は、「美しく安全なまちを築く」（自然環境・地域景観、生活環境、地域情報基盤、防災、防犯・交通安全）でございます。

神河町の恵まれた美しい山・川・田畑の自然環境、そしてそこに住む人々の地域や生活など、あらゆる環境の保全、活用を図ってまいります。

森林の保全につきましては、県民緑税を活用した広葉樹林や竹林による動物と共生できる森林の整備に引き続き取り組んでまいります。

ごみ処理につきましては、中播北部クリーンセンターのRDF施設を最長10年間の稼働延長により運営しております。現在、次期ごみ処理施設の整備につき、神崎郡3町と事務組合の検討委員会において新施設の建設に向け検討、協議を重ねており、平成30年度では建設候補地を決定し、31年度から用地交渉に向けて取り組んでいく予定になっております。

また、生ごみの減量化については、「生ごみ減量協議会」を中心に減量に向けた対策に取り組んでまいります。あわせて、コンポスト導入による生ごみ減量への啓発、周知を図りながら、その購入への補助を行い、収集ごみの減量化を推進してまいります。

適切な管理が行われていない老朽化した危険な空き家等につきましては、「神河町空家等対策協議会」を中心にその対策に向けて取り組むとともに、平成30年度で実施した実態調査によるデータベースをもとに、その対策の計画策定を行ってまいります。

水道事業につきましては、経営戦略に基づいた施設の管理運営に取り組んでいくとともに、簡易水道と上水道との統合による機械類の更新、そして老朽化した管路の耐震化を引き続き実施してまいります。

下水道につきましては、経営戦略に基づいた施設の管理運営に取り組んでいくとともに、施設の効率化と維持管理コストの削減を目的とした施設の統廃合・長寿命化について、その計画を地元住民へ説明を行い、事業を進めてまいります。

神河町のCATV、高速インターネットにつきましては、公設民営で運営をしていくこととしており、より充実したサービスの提供、情報発信に努めてまいります。

消防・防災については、平成30年度に総合的な防災対策の基本である「神河町地域防災計画」を現状に即したものに改訂いたしました。近年、多発している自然災害に備え、地域の防災力を高めるとともに、引き続き大規模災害時における業務継続計画の策定を行ってまいります。

また、地域防災のかなめとして、町民の生命と財産を守るという大きな使命を担っている消防団のさらなる防火防災体制を強化していくとともに、初期消火活動に必要な消防施設設備の整備や、消防団員が安心して活動できるための装備、備品の充実を進め、あわせて団員の確保に努めてまいります。現在、運用中の防災行政無線につきましては、迅速で正確な情報伝達に努めるとともに、引き続き電波の受信が弱い地域の電波調査を実施し、その解消に向けて取り組んでまいります。

地域における夜間の防犯対策につきましては、町の基本施策である温室効果ガス、CO₂削減が図られ、省エネ効果が高く、長寿命で経済的な防犯灯のLED化を進めており、LED電球への切りかえに係る補助金を引き続き予算化するとともに、犯罪の抑止

・防止に努めてまいります。また、幹線道路沿いに町防犯カメラを順次設置していく予定としております。

住民生活道路である町道の除雪につきましては、除雪車両の5台の配備を行いながら、緊急時の出勤への協力や連携の体制整備を図り、凍結防止も含め、今後の積雪にしっかりと備えてまいります。

次に、2つ目の「ハートが賑わうまちづくり」での基本目標の第4は、「人が行き交い、出会うまちを創造する」（土地利用・道路・交通、交流、定住促進）でございます。

人口減少が続いている本町にとって、地域の活力を維持していくためには、神河町に住んでいる若者に将来にわたって住み続けたいと思ってもらえる町にすること、そして一旦都会に出た若者に帰ってきたいと思ってもらえる町にすることを目指し、これまで進めてきました若者定住施策のPR・広報に重点を置きながら若者への支援を引き続き実施してまいります。加えて、地域創生事業での移住支援を積極的に展開し、移住者の増加につなげてまいります。

今後、あらゆる世代の住民の皆様にも、引き続き神河町に住み続けていただくため、住宅環境の整備や公共交通、そして道路・橋梁のインフラの基盤整備は重要な課題でございますので、それらの施設、設備の改修や適切な維持管理により一層努めてまいります。また、個人財産の保護や経済活動をより促進させるため、町全域において地籍調査を継続して実施してまいります。

公共交通につきましては、町民の移動手段であるコミュニティバス運営において、高齢者や障害者等に優しく、利用しやすい運行形態への見直しを協議してまいります。

JRに関しましては、JR播但線利用者の利便性向上のため、JRへの要望活動を強めてまいります。また、長谷駅の通過問題の解消を目指し、長谷地域住民が一体となり策定された長谷駅利用促進計画に基づいた事業展開への支援を行ってまいります。

道路につきましては、町民の安全確保の面からも、町道の維持補修工事並びに新設改良工事について、区要望も含め、過疎対策事業債等を活用し確実に進めてまいります。特に町道作畑・新田線は、辺地対策事業債の活用を基本に早期完成に向け全力で取り組んでまいります。

橋梁につきましては、引き続き長寿命化修繕計画に基づいて修繕工事を着実に実施してまいります。

住宅施策につきましては、更新したマスタープランを基本に今後取り組んでまいります。また、クラインガルテンカクレ畑の分譲につきましては、紹介者への報奨金制度を大いに活用する中で早期完売に向けて販売促進を図ってまいります。

基本目標の第5は、「魅力と活力の産業を育てる」（農林水産業、商工業、観光）でございます。

本町の豊かな自然や地域資源を生かした農林業、商工業の連携による6次産業化の推進、そして収量アップにつながる農業の実現による農業再生に向け全力を注いでまいり

ます。

仕事づくりにつきましては、起業や創業に対する支援、企業誘致の推進による働き場所の確保、新たな「かみかわブランド」の発掘や、そのPRなどを引き続き展開してまいります。また、従来からの来場者に加えて、新たなにぎわいを見せているスキー場、「峰山高原リゾートホワイトピーク」、また、「銀の馬車道・神河」を拠点に町内観光施設へのさらなる誘導、波及効果の拡大に向け、観光協会、商工会を初め、「日本遺産銀の馬車道・神河」の沿線自治体と連携しながら取り組んでまいります。また、「かみかわお仕事ナビ」を開設し、町商工会・ハローワークと連携しながら就労支援を行ってまいります。

農業につきましては、町農業委員会と神河町地域農業再生協議会とが協調しながら、農業の活性化と再生に引き続き力を注いでまいります。また、神河アグリイノベーション事業に対する支援、主食米以外の生産拡大や新規就農者、農業経営法人化への支援、人・農地プラン策定への支援、米安全確保対策など、あわせて有害鳥獣である猿・鹿・イノシシの捕獲対策の一層の強化を図りながら、安全で良質な農産物の生産拡大並びに農地保全の取り組みを引き続き積極的に展開してまいります。

林業の活性化と再生につきましては、森林管理100%事業による計画的な搬出間伐と作業道開設とともに、平成31年度から創設される森林環境譲与税の財源を活用し、造林事業の補助を受けられない間伐や搬出等の森林施業に対する町独自の補助事業を拡充しながら、一体的に森林整備を実施してまいります。あわせて、若者世帯の住宅取得及びリフォームの補助事業に、町内の製材事業者から木材を調達した場合の補助金を加算し、地域内循環を促進してまいりたいと考えております。また、早生樹種である「センダン」の育成、そして紙幣の原料となる「ミツマタ」の生産、出荷等に引き続き取り組んでまいります。

水産業の活性化と再生につきましては、漁業組合や漁業者、NPO団体等が行う新たな取り組みへの支援を行うとともに、関係者と連携しながら一体的に推進してまいります。

本町は、兵庫県のほぼ中央に位置し、京阪神から約1時間30分、姫路から約40分と良好なアクセス環境にございます。四季を通じた魅力あふれる神河町を町ホームページ、観光ナビによりこれまで以上に町内外へ強力にPR、発信していきながら、観光交流人口100万人を目標に、観光交流センターを拠点に観光協会、観光施設指定管理者、行政そして関係する事業者と連携しながら、引き続き全ての世代の方に行ってみたいと思ってもらえる神河町を目指すとともに、にぎわいを創出してまいります。

昨年度は、朝来市、市川町、神河町でフィルムコミッションの設立により映画ロケ地の誘致活動の強化に取り組んでおります。また、観光協会においては、より経営力強化のために法人化の準備が進められております。

観光の核となる昨年度オープンした峰山高原スキー場、「峰山高原リゾートホワイト

ピーク」及び「グリーンピーク」、そして道の駅「銀の馬車道・神河」のブランド強化はもちろん、さらなる知名度アップに取り組んでまいります。さらに、本年開催された「ニッポン全国鍋グランプリ2019」において、見事グランプリを受賞したグリーンエコ笠形の「和牛の柚子とろろすき焼き」のブランド化もあわせて取り組んでまいります。

また、年間を通した利用促進におきましても、引き続き指定管理者等と連携し、充実した施設の活用プログラムにより付加価値を高め、より効果のある方策や手段をとりながらPR活動や情報発信を進め、集客に努めてまいります。さらに、今後の施設整備や来場者への対応につきましては、毎年検証し、関係者間で協議、検討しながら、よりよい施設となるよう進めてまいります。

かみかわのにぎわいづくりにつきましては、「越知川名水エリア」、「銀の馬車道エリア」、「大河内高原エリア」の3つのエリアによる観光施設・資源を最大限に生かしながら、それぞれの施設において独自のサービス向上を図り、より魅力ある観光地・施設として町内外に発信してまいります。また、観光施設における公衆無線LANの環境整備についても引き続き取り組んでまいります。

公共施設の多機能トイレへの改善を計画的に進め、安心して利用できる環境を整えてまいります。

最後に、3つ目の「ハートが繋がるまちづくり」での基本目標の第6は、「安定した持続可能なまちを実現する」（人権、住民参画、コミュニティ、行財政）でございます。

毎月11日は「人権を確かめる日」の啓発、PR活動を推進し、誰もが人として尊重されるまちづくりに取り組んでまいります。

町長懇談会において行政情報をわかりやすく発信し、町民の皆様との直接対話での意見や要望をよりよいまちづくりのためにしっかりと生かしてまいります。

平成30年度で策定した次のまちづくりの指針となる第2次神河町長期総合計画（案）については、町民の皆様との協働のもと、検討・協議を重ね、つくり上げてまいりました。この計画の実施に当たっても、町民の皆様との参画のもと取り組んでいくこととしております。あわせて、住民・地域・企業等の連携のもと、男女共同参画社会の実現に努めてまいります。

情報発信につきましては、町民の皆様によりわかりやすい広報づくりに努めるとともに、町ホームページやSNSを通して町内外に町政やイベントなどの情報を適時適切に発信し、町民の皆様のご生活に有用な情報提供に一層努めてまいります。

町民の皆様から納付いただいております町税につきましては、的確な課税客体の把握により公平公正な課税を行ってまいります。また、適切な滞納処分を行うとともに、特別徴収月間での徴収強化の取り組みによる徴収率をアップしてまいります。

住民サービスの充実につきましては、平成30年4月から開始したコンビニエンスストアにおいてマイナンバーカードを利用した住民票などの取得、そしてコンビニエ

ストア及びクレジットカードでの町税や上下水道料金の納付について、より一層町民の皆様へPRを行い、普及を図ってまいります。

ふるさとづくり応援寄附金につきましては、貴重な自主財源であることから、より一層の普及とPRを行い、返礼品を充実しながら積極的に取り組んでいくとともに、いただいた寄附金を有効に活用してまいります。

現在の町行政におきましては、みずからの判断と責任において、その事態の解決に向け、神河町にとって意義あることを的確に見定めながら、政策の自己決定、自己責任による行財政運営を図っていかねばなりません。そのためには、神河町の将来と住民の視点を第一に、住民目線で考える職員を育てていく必要がございます。そのために必要な研修は、その時々に応じタイムリーに確保・提供しながら、職員一人一人の能力向上や育成、モチベーションアップを図るとともに、組織力の向上につなげてまいります。

町財政につきましては、総務省が示す統一基準による地方公会計の整備により財政の見える化を進めてまいります。また、これからの財政運営については、財源確保の面から予断を許さない状況が続くことが推測されることから、第2次神河町行財政改革大綱に基づく実施計画の不断の取り組みとともに、公共施設等総合管理計画に基づく長寿命化・統合・廃止等の施設の適正な配置と維持管理により、財政負担の軽減と平準化を目指し、より一層の経費削減に努めつつ、事務の効率性を高め、無駄を減らしていくためのさらなる改革・改善に努め、計画的かつ効率的な行財政運営のまちな実現を目指してまいります。

以上を申し上げまして、平成31年度の予算に対する私の所信といたします。

次に、第40号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成31年度神河町一般会計予算でございまして、地方自治法第211条第1項の規定によりまして議会に提出するものでございます。

予算書の1ページをごらんください。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ89億8,000万円と定め、その歳入歳出予算の款項の区分、金額は第1表、歳入歳出予算によると定めております。前年度当初予算と比較してマイナス10.1%、額にして10億1,100万円の減額でございます。

続きまして、歳入でございます。

13ページをお願いいたします。1款町税は、18億4,296万2,000円で、対前年度比マイナス1.9%、額にして3,553万8,000円の減収と見込んでおります。

2款から10款までの地方譲与税、そして各県税の交付金と地方特例交付金は、前年度決算見込みを基本に、地方財政計画、そして県の配分見込みによりそれぞれ計上しております。

11款地方交付税は、29億7,000万円で、前年度と同額でございます。

12款交通安全対策特別交付金は、220万円で、対前年度比マイナス8.3%、20万円の減額でございます。

13款分担金及び負担金は、4,672万5,000円で、対前年度比マイナス6.8%、339万5,000円の減額でございます。

14款使用料及び手数料は、1億8,553万6,000円で、対前年度比マイナス20.1%、4,659万円の減額でございます。

15款国庫支出金は、6億1,345万3,000円で、対前年度比マイナス18.6%、1億4,015万3,000円の減額でございます。

16款県支出金は、6億6,563万4,000円で、対前年度比マイナス3.3%、2,254万8,000円の減額でございます。

17款財産収入は、3,019万8,000円で、対前年度比4.4%、127万5,000円の増額でございます。

18款寄附金は、2,500万1,000円で、対前年度比マイナス50%、2,500万円の減額でございます。

19款繰入金は、4億1,839万5,000円で、対前年度比マイナス3.4%、1,461万5,000円の減額でございます。平成31年度当初予算における財政調整基金繰入金は2億円でございます。

20款繰越金は、5,000万円で、前年度と同額でございます。

21款諸収入は、3億5,759万6,000円で、対前年度比マイナス3.5%、1,293万6,000円の減額でございます。

22款町債は、14億2,810万円で、対前年度比マイナス34.2%、7億4,140万円の減額ございまして、過疎対策事業債は8億4,570万円の予定でございます。

続きまして、歳出でございます。

一般会計全体の給与費につきましては、平成30年度当初と比較しまして、職員数は1名増の125名、特別職3名を含み128名となっております。特別職の給料・手当は3,301万9,000円、一般職の給料は4億9,662万2,000円、職員手当は2億8,605万9,000円、共済費は1億6,878万2,000円、合計で9億8,448万2,000円でございます。

それでは、款別に前年度と対比して申し上げますので、14ページをお願いいたします。1款議会費は、9,105万円で、対前年度比マイナス0.2%、17万7,000円の減額でございます。

2款総務費は、16億5,679万2,000円で、対前年度比マイナス8.7%、1億5,721万9,000円の減額でございます。

3款民生費は、14億2,837万4,000円で、対前年度比0.9%、1,204万4,000円の増額でございます。

4款衛生費は、17億7,095万7,000円で、対前年度比マイナス19.9%、4億3,919万7,000円の減額でございます。

5款農林水産業費は、5億8,960万7,000円で、対前年度比マイナス4.3%、2,

667万5,000円の減額です。

6款商工費は、4億1,076万7,000円で、対前年度比28.4%、9,089万円の増額でございます。

7款土木費は、8億2,707万6,000円で、対前年度比マイナス23.8%、2億5,800万6,000円の減額でございます。

8款消防費は、2億6,948万5,000円で、対前年度比マイナス7.5%、2,181万5,000円の減額でございます。

9款教育費は、9億2,238万円で、対前年度比マイナス19.2%、2億1,950万1,000円の減額でございます。

10款公債費は、10億351万1,000円で、対前年度比1%、965万6,000円の増額ございまして、元金償還金が9億3,046万円、利子償還金が7,304万2,000円、公債諸費が9,000円でございます。

12款予備費は、1,000万円で、前年度と同額でございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課財政特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） ここでお諮りいたします。日程の途中ですが、本日の会議はこれで延会といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。本日はこれで延会とすることに決定しました。

次の本会議は、3月4日午前9時再開いたします。

本日はこれで延会いたします。どうも御苦労さんでした。

午後4時00分延会
